



重要なお知らせ

2012年02月01日 [生命科学により創られた世界の未来に関する授業料免除と奨学金のご案内](#) [記事を読む](#)

2012年01月30日 [新編入生\(1424.1.14\)により創られた世界の未来に関する授業料免除と奨学金のご案内](#) [記事を読む](#)

2011年12月13日 [平成23年度\(後期\)授業料免除の選考結果について](#) [記事を読む](#)

お知らせ

2012年02月13日 [こまごま改善メニュー](#) [記事を読む](#)

2012年01月25日 [【在学生対象】平成24年度授業料免除・奨学金\(後期\)申請の受付について](#) [記事を読む](#)

2011年12月27日 [日本学生支援機構奨学金の受取支取について](#) [記事を読む](#)

学生生活について

[登録手続きのご案内](#)
発行の郵の申請方法や届期、手続きについてご案内します。

[通学生活](#)
徒歩・アルバイト・授業など日常生活に関するご案内をします。

[学生何でも相談](#)
様々な相談に対応します。気軽にご相談ください。

課外活動・サークルについて

[課外活動紹介](#)
大学に届出のあるサークル団体の一覧をご紹介します。

[施設利用案内](#)
学生の利用できる大学の施設の一覧をご紹介します。

[留学について](#)
学生の利用できる施設や帰国の利用方法のご案内をします。

授業料免除・奨学金について

[入学料免除・後期給付](#)
入学料免除・後期給付制度、申請方法についてご案内します。

[授業料免除・後期給付・月額給付](#)
制度、申請方法についてご案内します。

[奨学金](#)
各種奨学金制度、申請方法についてご案内します。

入学料・授業料

[入学料・授業料の納入](#)
入学料、授業料の納入方法についてご案内します。

注意情報

- ・キャンパスナビ
- ・卒業生の対応
- ・教員・学生の注意
- ・生活トラブルの防止
- ・国民年金加入手続き
- ・女子学生へ

学友会

E-Alps

分からないことはこのサイトをチェック!

信州大学 学生総合支援センター

http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentssupport/



学生生活案内

平成 24 年 4 月 1 日発行

発行者 / 信州大学学生総合支援センター

〒390-8621 松本市旭 3-1-1

Life Guide

Good Life! Good Campus!

信州大学 学生生活案内 2012



信州大学学生生活案内 Contents

| | |
|------------|----|
| 信州大学の理念と目標 | 01 |
| 平成24年度学年暦 | 02 |
| 1年間の流れ | 03 |
| キャンパスマップ | 04 |

まず覚えよう！

| | |
|-----------------|----|
| 窓口業務について | 06 |
| 掲示板とキャンパス情報システム | 08 |
| 学生証 | 09 |
| 学内ネットワークとパソコン環境 | 10 |
| AEDの配置場所 | 11 |
| キャンパスマナー | 12 |
| ごみの分別 | 15 |

大学生活では！

| | |
|--------------------|----|
| 通学定期券と学割証 | 16 |
| 証明書自動発行機 | 17 |
| 授業料・授業料免除等 | 18 |
| 奨学金 | 20 |
| 学籍の異動 | 22 |
| 学生保険 | 24 |
| 手続き担当窓口連絡先 | 26 |
| こんなときQ&A | 28 |
| 学生のきまり | 30 |
| 学生相談センター | 34 |
| 総合健康安全センター(大学の保健室) | 35 |

| | |
|-------------------|----|
| ハラスメント(嫌がらせ)にあったら | 38 |
| 就職支援 キャリアサポートセンター | 42 |
| 注意しよう！生活トラブル | 44 |
| 健康的な生活のために | 48 |
| 国民年金 | 50 |
| 災害・緊急時の対応 | 51 |
| 消火器の使い方と避難場所等 | 52 |
| 住まい | 54 |
| アルバイト | 56 |
| ボランティア | 57 |

課外活動

| | |
|-------------|----|
| 学友会 | 58 |
| 施設の使用と用具の貸出 | 59 |
| 教育研究等施設 | 60 |
| 合宿研修施設 | 61 |

その他

| | |
|---------------------|----|
| 食堂・売店等(信州大学生生活協同組合) | 62 |
| メモ | 64 |
| 年間カレンダー | 66 |
| バス時刻表 | 70 |
| 地域情報 | 72 |
| キャンパスマップ | 80 |

理念

信州大学は、
信州の豊かな自然、その歴史と文化、人々の営みを大切に
します。

信州大学は、
その知的資産と活動を通じて、自然環境の保全、人々の福
祉向上、産業の育成と活性化に奉仕します。

信州大学は、
世界の多様な文化・思想の交わる場所であり、それらを
理解し受け入れ共に生きる若者を育てます。

信州大学は、
自立した個性を大切にします。

信州大学で学び、研究する我々は、
その成果を人々の幸福に役立て、人々を傷つけるためには
使いません。



目標

信州大学は、
その存立の理念に基づき、教育・研究・地域貢献・国際交流において次の目標を掲げます。

【教育】

かけがえのない自然を愛し、人類文化・思想の
多様性を受容し、豊かなコミュニケーション能
力を持つ教養人であり、自ら具体的な課題を見
出しその解決に果敢に挑戦する精神と高度の専
門知識・能力を備えた個性を育てます。

【地域貢献】

信州の自然環境の保全、歴史と文化・伝統の継
承・発展、人々の教育・福祉の向上と産業発展の
具体的な課題に貢献するため、大学を人々に開放
し関連各界との緊密な連携・協力を進めます。

【研究】

人類の知のフロンティアを切り拓き、自然との
共存のもとに人類社会の持続的発展を目指した
独創的研究を推進し、その成果を地域と世界に
発信し、若い才能を引きつける研究環境を築き
ます。

【国際交流】

諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、
世界に開かれた大学とし、信州の国際交流の大
きい推進力となります。

平成 24 年度 授業日と試験日

前期

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

後期

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | | | | |

■ 授業日 ■ 試験日 ■ 休業日 ■ 振替授業日 ■ 4/4(水)…入学式・ガイダンス 4/5(木)…ガイダンス 4/6(金)…健康診断

| 前期 曜日別 日数 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----------------|----|----|----|----|----|---|---|
| 授業日 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | | |
| 試験日 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 合計 | | | | 16 | | | |

| 後期 曜日別 日数 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----------------|----|----|----|----|----|---|---|
| 授業日 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | | |
| 試験日 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 合計 | | | | 16 | | | |

1年間の流れ

前期

4月〈大学を知る〉

自分に合った履修計画を立て、
間違いなく履修登録をしよう

- 新入生資料配布
- 授業料免除等（前期）申請説明会
仮申請受付 学部1年新入生のみ
- 日本学生支援機構奨学金・高校予約者進学届
新規申請説明会 学部1年新入生のみ
- 日本学生支援機構奨学金 申請受付 学部2年生以上
- 入学式
- 新入生ガイダンス
- 定期健康診断

5月〈大学に慣れる〉

大学での学びを始めよう

- 授業料免除（前期）申請受付 学部1年新入生のみ
- 日本学生支援機構奨学金
申請受付 学部1年新入生のみ

6月〈大学生生活を確立する〉

学び続ける毎日を送ろう

- 開学記念日（1日）
- 新入生行事「あがたの森フェスティバル」第2土曜日
- 日本学生支援機構奨学金 採用説明会

7月〈大学生生活をふりかえる〉

学びをかたちにしよう

- 授業料免除等（後期）申請説明会
- 前期試験
- 入寮ガイダンス（次年度）
- 日本学生支援機構奨学金 採用説明会

8月〈視野を広げる〉

学びの視野を広げよう

- 夏季休業（～9月末）

9月

- 授業料免除等（後期）申請受付

後期

10月

- 教・工・農・繊維学部大学祭
- 銀嶺祭（松本キャンパス）



11月

- 学生寮祭

12月

- 冬季休業（年末年始）
- 入寮ガイダンス（次年度）
- 日本学生支援機構奨学金 継続手続

1月

- 授業料免除等（次年度 前期）申請説明会
- 後期試験

2月

- 春季休業

3月

- 卒業式
- 授業料免除等（次年度 前期）
申請受付

信州大学松本地区卒業式・学位記授与式



※申請や説明会のお知らせは
日程が変更になる場合がありますので、
見逃さず、掲示板など必ずチェック！！

- 1 全学教育機構(10~44番講義室)
学生総合支援センター
共通教育窓口
学生相談センター
キャリアサポートセンター
国際交流センター
きこうラウンジ
- 2 第二講義棟(51番~71番講義室)
- 3 総合健康安全センター
- 4 旭会館
(食堂・売店・ボランティア情報室・
和室・理髪室・生協事務室)
- 5 あづみホール
(生協購買部・学生食堂)
- 6 第一体育館・武道場
- 7 第二体育館
- 8 運動場更衣室・トイレ
- 9 音楽音声合同練習室
- 10 サークル棟
- 15
- 16 法人本部
アドミッションセンター
- 17 人文学部
- 18 経済学部
- 19 法科大学院 自習室
- 20 理学部(A・B・C棟)
- 21 医学部医学科
- 22 医学部保健学科
- 23 中央図書館(附属図書館)
- 24 医学部図書館
- 25 旭総合研究棟
- 26 ヒト環境科学研究支援センター
産学官連携推進本部
- 27 総合情報センター



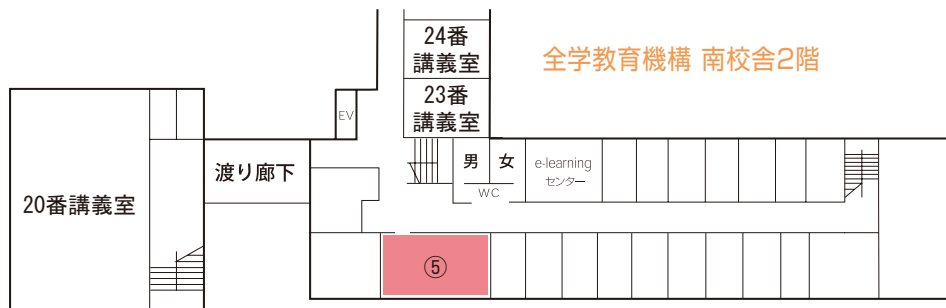
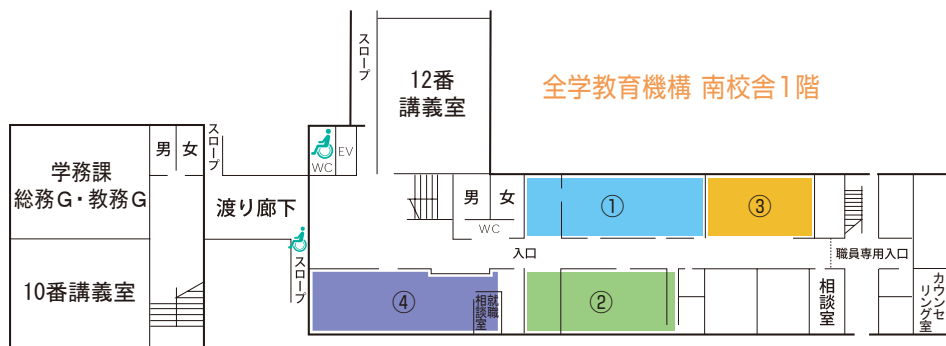
まず覚えよう!
窓口業務について

事務の取扱いは、平日

8:30 ~ 17:15です

土曜日・日曜日・祭日・お盆・年末年始は休業となります。

⚠ 部署により時間が異なる場合があります。
詳細は担当窓口へお尋ねください。



窓口の業務案内

① 学生総合支援センター

- 授業料・入学金・奨学金に関すること
- 課外活動(学友会・サークル・ボランティア)に関すること
- 施設利用に関すること
- 物品貸出に関すること
- 学生寮に関すること
- 学生教育研究災害傷害保険に関すること
- 学割・通学証明書の発行
- 学生証の再発行

○ 総合健康安全センター

(4-5 ページ: キャンパスマップ ③ 参照)

- 応急処置
- 診療
(内科・メンタルヘルス・整形外科・耳鼻咽喉科・婦人科・皮膚科)
- カウンセリング・心身の健康に関する相談

② 共通教育窓口

- 共通教育の授業及び試験に関すること
- 共通教育の履修及び成績に関すること
- 教室の管理に関すること
- 1年次生の届出に関すること
- 全学教育機構周辺での拾得物・落し物に関すること



③ 学生相談センター

- 学生相談に関すること(悩み・不安・各種相談)



④ キャリアサポートセンター

- 就職全般に関すること
- 合同企業説明会・就職セミナー開催

⑤ 国際交流センター

- 海外留学に関すること
- 外国人留学生支援
- 大学間協定に関すること
- 国際交流会館に関すること



まず覚えよう!
掲示板とキャンパス情報システム/学生証

活用する 掲示板& キャンパス情報 システム

登下校時には必ずCheck!

登下校時には、必ず確認しましょう。
皆さんへの伝達事項は、掲示板とキャンパス情報システムで行われます。

! 掲示の見落としによる思わぬ不利益、不都合は自己責任です。

● 掲示内容

教務
関係

講義に関する情報・授業に関するお知らせ、
変更・試験日程 など

学生
関係

学生呼出し・授業料免除・奨学金のお知らせ、
就職関係・各種情報 など

構内掲示板を利用する

掲示板設置場所で示した場所と
各学部にあります



● 公用掲示板

- ・全学教育機構第1講義棟北側
- ・旭会館入口
- ・あづみホール西側

● 電子掲示板

- ・全学教育機構南校舎1階
- ・全学教育機構1階きこうラウンジ
- ・第2講義棟1階
- ・旭会館内
- ・あづみホール内

キャンパス情報システムを利用する

インターネットを利用して、大学
からのお知らせをパソコン・携帯
電話へ配信しています。自分でア
クセスをしても確認できます。
<http://campus.shinshu-u.ac.jp>



掲示板設置場所



常に携帯する 学生証



学生証は
信大生の証し
常に携帯!

信大生の“証し”は常に必要!

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証の提示がなければ必要な証明書等の発行をはじめ、図書館の利用や試験を受けることができません。

● 学籍番号

学生証に記載してある8桁の番号は、自分の
学籍番号を示します。正しく覚えましょう。

● 表示例

| 入学年度 | 学部コード | 学科・課程コード | 通し番号 | チェックデジット |
|------|-------|----------|------|----------|
| 12 | L | 0 | 000 | A |

学部コード

L: 人文学部 E: 教育学部 K: 経済学部 S: 理学部 M: 医学部 T: 工学部 A: 農学部 F: 繊維学部

学生証が必要なときは?

- ① 試験を受けるとき
- ② 諸証明書の発行を願い出るとき
- ③ 証明書発行機を利用するとき
- ④ 図書館を利用するとき
- ⑤ PC教室(10番・32番講義室)に入室するとき
- ⑥ 通学定期を購入するとき
- ⑦ その他本学教職員から提示を求められたとき



学生証の再発行するには?

学生証を紛失・破損した場合は、学生総合支援センターの窓
口で、再発行の手続きをしてください。

再発行手数料 教育・繊維学部: **2,200円** (ICチップ入)
再発行手数料 その他学部: **200円**

※改姓・改名の場合は無料で再発行します。

※カード(磁気)の読み取りが悪い場合は、窓口まで申し出
てください。

※諸事情等で有効期限が過ぎた場合は、期限延長の手続きを
します。学生証を持って窓口まで申し出てください。

次に該当するときは、学生証の返還をしなければなりません。

- ① 再発行により交付を受けた後、旧学生証が見つかったとき
(返還先: 学生総合支援センターまたは所属学部の学務係)
- ② 卒業・退学などで学生ではなくなったとき
(返還先: 所属学部の学務係)

まず覚えよう!

学内ネットワークとパソコン環境 / AEDの配置場所

効果的に使う

学内ネットワーク

ACSU: 握手&キャンパス情報システム

学内で利用できるネットワークは、ACSU: 握手とキャンパス情報システムの二つです。

学生毎、それぞれにID・パスワードが発行されます。IDは、コンピューターに「自分自身であること」を証明するものでパスワードは、暗証番号に相当するものです。

! ID・パスワードの書かれたアカウント通知書が、学生毎に配布されます。

●パソコンの利用可能な場所

全学教育機構10番講義室・32番講義室 / 図書館

●情報コンセント設置場所

42・43・61・62・65・71番講義室

※全学教育機構建物内では、無線LANを利用することができます。

学内ネットワーク利用上の注意

- ① ID・パスワードを他人に教えない。
- ② 他人のID・パスワードを無断で使用しない。
- ③ 迷惑メールを出さない。
(営利目的や他人に迷惑をかけるような内容のメールの利用が発覚した場合は、利用の制限や未梢することもあります。)
- ④ その他
 - ・著作権やライセンスなどを無断で使用しないこと。
 - ・掲示板などインターネットを通して不用意な情報掲載をすると、場合によっては訴訟などの対象にされることもあり、様々な注意が必要です。



十分な自己管理・自己責任で利用し、キャンパスライフに役立ててください。

配置場所を覚えておこう

(自動体外式除細動器)

AED

AEDとは、あなたも使うことのできる命を救う器械(心臓救命装置)です。

※器械の電源を入れれば、音声が使い方を順に指示してくれるので、誰でもこの器械を使って救命することができます。

- ① 総合健康安全センター 入口
- ② 本部管理棟 3階廊下
- ③ 全学教育機構南校舎 1階ホール
- ④ 全学教育機構北校舎 3階
- ⑤ 全学教育機構第2講義棟 入口
- ⑥ 理学部A棟 1階ホール
- ⑦ 人文学部研究講義棟 1階廊下
- ⑧ 経済学部校舎 1階入口
- ⑨ 松本合同図書館 2階
- ⑩ 全学教育機構 第1体育館
- ⑪ 全学教育機構 第2体育館
- ⑫ 第3運動場
- ⑬ グリーンフィールド
- ⑭ 医学部医学科基礎棟 1階入口
- ⑮ 医学部図書館 玄関
- ⑯ 旭総合研究棟 9階
- ⑰ 医学部臨床棟 2階
- ⑱ 医学部保健学科中校舎 1階入口
- ⑲ 医学部解剖実習棟
- ⑳ 医学部加齢適応棟(東側)
- ㉑ 教育学部附属松本中学校
- ㉒ 教育学部附属松本小学校
- ㉓ 教育学部附属幼稚園
- ㉔ 旭会館 1階



まず覚えよう!
キャンパスマナー

決められたルールを守る キャンパス マナー

自転車や徒歩での通学を心掛よう。

バイク専用駐車場

(MAP内  (赤) 部)

松本キャンパス内では、事故防止及び騒音防止のためバイク走行はできません。

キャンパス内を移動する際は、エンジンを止め押し移動してください。

また、**バイク専用駐車場**へ駐車してください。

駐輪場

(MAP内  (青) 部)

大学構内には駐輪場が設置されています。必ず定められた場所に駐輪してください。

- ①駐輪場には整然と駐輪する。
- ②駐輪の際は必ず施錠!! 盗難防止のため2ロックを心がけましょう。



通学について

大学生活に慣れるにつれ、運転免許の取得及び自動車やバイクの所有が多くなり、学生が係わる交通事故が多数発生しています。

加害者となって法的制裁を受ける者、怪我により休学をする者、また修学半ばにして亡くなった者など、悲しい状況に心を痛めているところでは。

現代社会においては、学生と自動車・バイクの関わりは不可避であり、それ故に、社会の一員として交通ルールを守り、自分及び他人の命を守るよう安全運転を心掛けること、そして、万が一のために、任意保険に加入し事故等の責任を果たすことが求められます。

自転車の交通ルール

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③許可された歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

学内禁止事項・注意事項

- ①自動車での通学は禁止!!
- ②公道への違法駐車は止めましょう。
- ③構内での火気使用は禁止!!
- ④周辺への迷惑行為は禁止!!
(迷惑駐車・駐輪、バイク騒音、早朝・夜9時以降の大騒ぎ等)
- ⑤学生個人への呼び出し、伝言は承れません。
郵便・荷物の受け取りもできません。
(家族の方へお知らせください。)



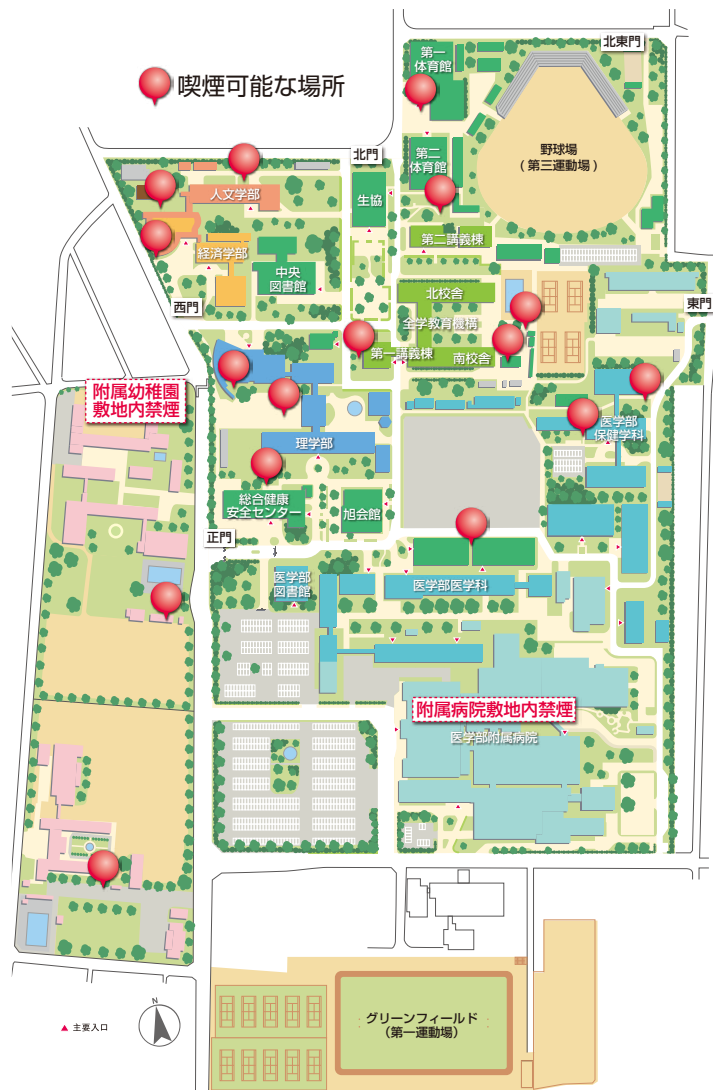
まず覚えよう!
キャンパスマナー／ごみの分別

大学構内は、 決められた場所以外は禁煙!

喫煙は 20 歳になってから。

歩行喫煙
禁止

ポイ捨て
禁止



正しく分別

ごみの処理

資源の再利用!!

松本キャンパス内では、「ごみ・資源分別表」に従ってごみの処理をしてください。生活ごみの分別は、松本市の仕分けのルールに従って行ない、地域住民の一員として指定日に決められた集積所にごみを出しましょう。

松本キャンパス ごみ・資源分別表

P446-4 分別表

2012年1月作成

可燃ごみ

紙製品・紙くず、木、茶かす・生ごみ、汚れた容器包装プラスチック、布類、ゴム製品、アルミ缶、プラスチック類、乾洗剤、保冷剤、ボールペン、使い捨てカイロ、CD など。
中身が見えないので、二重袋はやめましょう。



容器包装プラスチック

ペットボトルの蓋とラベル、果物ネット、菓子袋、スーパーのレジ袋、ゼリーの容器など。
ただし、においや汚れがひどく、簡単には落ちないものは可燃ごみへ。



アルミ缶

アルミ缶のマークのあるもの。中にごみを入れたり、飲み残しの無いようにしてください。
アルミ缶は優れた有価資源です。スチールと混同しないように



スチール缶

スチール缶のマークのあるもの。スプレー缶はガス抜いてください。
缶詰などに使われているブリキはスチール缶と間違われやすいですが鉄くず扱いなので不燃ごみです。



不燃ごみ

ガラス、陶器類、傘、ライター（ガスを残さない）、ケーブルなど。



びん

中身を残さないでください。蓋は材質に合わせて分別し、それぞれ「容器包装プラスチック」「アルミ缶」「スチール缶」などのごみ箱へ。
一升瓶やビール瓶は購入店へ。



ペットボトル

蓋とラベルは外して容器包装プラスチックへ捨てます。
絶対に中身を残さないでください。中の液体が凍ったままとりサイクルできず廃却処分となってしまいます。



生協弁当箱

大学生協で販売しているお弁当の容器はリサイクル可能です。
食べ終わった後はフィルムを剥がして回収BOXへ。フィルムは可燃ごみへ。



その他の分別について

紙資源：段ボール、新聞紙、その他（コピー紙・書類など）に分類して直接ごみ置き場へ。
含水銀系廃棄物：蛍光灯、電球類、電池、水銀温度計はそれぞれ専用の入れ物へ。
粗大ごみ、家電リサイクル品（テレビなど）は、年数回の指定日に設置された収集所へ。
※この分別表は松本キャンパス独自のものであり、松本市の分類とは異なる場合があります。家庭ごみはキャンパス内に持ち込まないようお願いします。

地球の環境を守るために分別収集にご協力ください。

松本キャンパス環境 ISO 学生委員会



定期券 & 遠方^{*}への帰省時に 学生割引

※片道100kmを超える区間

購入・使用時には学生証を携帯する！

学校教育法の定める通常の教育課程の学生(正規生)が対象です。

▲ 非正規生(研究生・科目等履修生・聴講生等)は、発行の対象となりません。

通学定期券

学生総合支援センター窓口で、定期乗車券通学証明書(通学証明書) 交付願を記入して発行の手続きをする。発行された通学証明書を定期券購入窓口へ提出し通学定期券の購入をする。その際、学生証が必要。サークル活動やアルバイト等での定期申請はできません。

JR 学割 (学割証)

共通教育窓口・学生総合支援センター内に設置されている、証明書発行機で学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)を発行することができます。発行機の利用には、学生証またはID・パスワードが必要です。学割証は、下記の目的で片道100kmを超える区間のJRを乗車する場合に使用できます。購入する際は、学生証の提示が必要です。

● 使用用途

帰省／正課教育／正課外教育活動／就職・受験／見学／傷病治療／保護者旅行同伴

学割証に関する諸注意

● 発行限度

発行に際し、1日2枚・年間15枚の発行限度があります。使用の際は計画的に発行しましょう(15枚を超えて必要とする場合は、学生総合支援センター窓口へ相談してください)。

● 有効期限

学割証には、有効期限があります。発行日から3ヶ月です。

● 不正行為

JR窓口では、本人確認のため、学生証の提示を求められます。他人名義の学生証は使用できません。不正行為が発覚した場合は、多額の追徴金が課せられると同時に、本学に対する発行停止措置をとられる恐れもありますので、絶対に不正行為のないように使用してください。

学割証は学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、使用目的の範囲等が定められていますので、計画的かつ有効に使用しましょう。



証明書発行機

設置場所と稼働時間、発行できるものを覚えておく！

設置場所

全学教育機構南校舎1階(共通教育窓口・学生総合支援センター)

稼働日・時間

月曜日～金曜日 8:30～17:15(土日祝日は利用できません。)

発行できるもの

● 証明書

在学証明書／学割証／健康診断書／成績証明書／卒業見込証明書／卒業証明書

● 帳票

成績通知書／履修確認表

使用上の注意

- ① いずれのキャンパスの証明書発行機でも証明書の発行が可能です。
- ② 証明書発行機を利用する場合は、学生証もしくは学籍番号およびパスワードが必要です。
- ③ 提出先から「封筒へ厳封して提出」等の指示がある場合がありますが、証明書発行機で発行する証明書は改ざん防止処理を施した証明書用紙を使用していますので、厳封されなくても有効です。どうしても厳封が必要な場合は所属学部の学務係窓口へ相談してください。
- ④ 必要な部数のみ発行してください。
- ⑤ 例年4月は混雑します。空いた時間など余裕をもって発行してください。
- ⑥ 非正規生(研究生・聴講生等)については、学割証の発行はできません。

新入生の発行は、入学後から可能です。

(学生証の交付まで学籍番号およびパスワードで発行が可能です)



授業料

平成24年度 授業料金額

| | 年 額 | 半期毎の金額 | |
|------------|----------|----------|----------|
| | | 前期分 | 後期分 |
| 学部学生 | 535,800円 | 267,900円 | 267,900円 |
| 大学院生 | 535,800円 | 267,900円 | 267,900円 |
| 大学院法曹法務研究科 | 804,000円 | 402,000円 | 402,000円 |
| | | 402,000円 | 402,000円 |

在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。
長期履修が許可されている場合は、授業料の額が異なります。

納入方法について

口座振替の場合

大学へ届出のあった指定口座より、前期分は4月に、後期分は10月に引落しを行います。

●引落日

(次年度以降の引落日は、毎年3月頃通知します。)

前期分：平成24年 4月26日(木)
後期分：平成24年 10月26日(金)

●注意事項

- 指定された引落日口座へは、引落日前日(金融機関営業日)午後3時までに入金してください。
- 残高不足等により引落しができなかった場合は、翌月26日(金融機関休業日にあるときは翌営業日)に引落しを行います。



振込用紙利用の場合

振込用紙は、前期分は4月中旬に、後期分は10月中旬に大学から郵送します。振込用紙に記載されている期日までにお支払いください。

●注意事項

- 金融機関窓口以外でお支払いになる場合には、振込人名(学生本人)の前に必ず学籍番号を入力してください。
- 10万円を超える現金振込みの際には、本人確認書類の提示が必要です。

その他

- 免除、徴収猶予又は月割分納を申請した場合、選考の決定がされるまでの間は口座からの引落し、振込用紙の発送は行いません。
- 入金の確認ができない場合は、本人又は保証人に督促を行います。督促しても、お支払いいただけない場合には、除籍となることがありますのでご注意ください。
- 休学・退学・復学の場合は、許可された日付によってお支払いいただく授業料の額が異なりますので、所属学部の学務係等に早めにご相談ください。
- 引落日口座又は納入方法の変更をする場合には、所属学部の会計担当窓口にご相談ください。

授業料免除等

授業料免除

本学の学生(研究生、聴講生等を除く)が、次のいずれかに該当する場合、選考の上、その期の授業料の全額又は半額を免除する制度です。

- 経済的理由により授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 授業料の各期の納期前6月以内(新入生は、入学した日の属する学期分の申請については入学前1年以内)において、学費負担者*が亡くなった場合、又は申請者もしくは学費負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の支払いが著しく困難であると認められる場合
- 2.に相当する事情があると認められる場合

授業料徴収猶予・月割分納

本学の学生(研究生、聴講生等を除く)が、次のいずれかに該当する場合、選考の上、その期の授業料の支払期限を一定期日まで延期する制度(徴収猶予)・その期の授業料を月ごとに分割して支払うことができる制度(月割分納)です。

- 経済的理由により支払期限までに授業料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - 申請者または学費負担者*が風水害等の災害を受け、授業料の支払いが支払期限までに困難であると認められる場合
 - その他やむを得ない事情があると認められる場合
- *学費負担者：申請者の学費を主として負担している方。

申請方法等

申請を希望する場合は、必ず説明会に出席してください。説明会の日程及び申請書類の受付期間等は掲示板又はキャンパス情報システムでお知らせします。

| | 前 期 分 | 後 期 分 |
|-------------|-------|-------|
| 説明会 | 2月上旬 | 7月下旬 |
| 申請受付期限 | 3月末日 | 9月末日 |
| 選考結果(猶予・分納) | 5月中旬 | 10月中旬 |
| 選考結果(免除) | 7月中旬 | 12月中旬 |

不許可又は半額免除になった場合の授業料の口座引落日は、選考結果が決定する月の26日です。

成績優秀学生授業料免除

学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められる学生に対して、当該年度の後期分授業料の全額を免除する制度です。対象学生には、10月下旬にお知らせします。選考基準等は学部(研究科)により異なりますので、詳細については、所属学部(研究科)の案内又は学務係にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 全学部1年次生、松本キャンパスの学部生・大学院生
➡ 学生総合支援センター 授業料免除等担当 TEL: 0263-37-2199
授業料免除 http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/scholarship/
- 教育学部・工学部・農学部・繊維学部の2年次生以上・大学院生(P.26 参照)
➡ 所属学部学務係

奨学金

日本学生支援機構と地方公共団体及び民間育英団体等による奨学制度があります。いずれの奨学金も、人物・学業に優れた学生で経済的理由により修学が困難である学生に対して貸与(返還の必要があるもの)又は給付(返還の必要がないもの)されます。

日本学生支援機構 (<http://www.jasso.go.ne/>)

奨学金の種類

● 第一種奨学金(無利子)

人物・学業に優れ、かつ健康で経済的理由により修学困難な学生に貸与します。

● 第二種奨学金(有利子)

人物・学業に優れ、かつ健康で経済的理由により著しく修学困難な学生に貸与します。第一種奨学金より選考基準は、ゆるやかです。

なお、第二種奨学金は、年3%を上限とする利子が付きますが、在学中及び返還期限猶予中は無利子です。

● 入学時特別増額貸与奨学金(有利子貸与)

第1学年入学者(編入学者については入学年次)で条件を満たしている場合、希望により初回振込時に貸与月額に増額して貸与します。【10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択】

● 緊急採用(第一種)、応急採用(第二種)

家計を支えている方の失職・破産・会社の倒産・事故・病気が若しくは死亡等又は火災・風水害による被災等により家計が急変し、事由が発生した月から12ヶ月以内に緊急に奨学金の必要が生じた場合に申込みができます。(申請は随時受け付けます。)

貸与月額(平成24年度)

| 区分 | 種類 | 貸与月額 |
|----|--------|---|
| 学部 | 第一種奨学金 | 自宅:30,000円・45,000円から選択 自宅外:30,000円・45,000円・51,000円から選択 |
| | 第二種奨学金 | 30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円から選択 |

受付期間等(平成24年度)

| 区分 | 予約採用 | 在学採用 |
|----|---------|---------------------|
| 学部 | 1年次 4月* | 1年次:5月上旬 2年次以上:4月下旬 |

*高等学校等で「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受取った方が進学届を提出・申請は、1年に1回です。
・採用枠があるため、申込条件を満たしていても採用されない場合があります。
・貸与月額等が変更になる場合がありますので、掲示等を必ず確認してください。

日本学生支援機構奨学生 年間スケジュール

| 学年 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1~3月 |
|-----|----|-------------------------------|--|----|----|----|---|-----|-----|------------------|
| 1年次 | | *新入生 在学採用 申請受付 | ◇採用説明会 ・返還誓約書提出 予約採用者 6月 在学採用者 7月 | | | | | | | 継続願手続 |
| 2年次 | | | | | | | | | | 継続願手続 |
| 3年次 | | | | | | | | | | 継続願手続 |
| 4年次 | | *新規申込み 希望者 在学採用 申請受付 | ◇採用説明会 ・返還誓約書 提出 | | | | ・返還説明会 ・返還確認票配付 ・リレー口座加入手続 (医学科以外) | | | 継続願手続 (医学科のみ) |
| 5年次 | | | | | | | | | | 継続願手続 (医学科のみ) |
| 6年次 | | | | | | | ・返還説明会 ・返還確認票配付 ・リレー口座加入手続 (医学科のみ) | | | |

・おおよその日程です。詳しい日程については奨学金掲示板、キャンパス情報等でご確認ください。
◇採用説明会及び返還誓約書の提出は採用年度時の1回のみです。

採用決定後

① 返還誓約書の提出

採用決定後「返還誓約書」の提出が必要となります。期限までに提出しない場合は、奨学金の振込が停止され採用取消となりますので、十分注意してください。

② 貸与期間中の異動・月額変更

休学、退学、留学等により学籍に異動が生じた場合、貸与月額の変更(増額・減額)又は、奨学金の辞退を希望する場合は、所定の用紙により手続が必要となりますので、早めに奨学金担当窓口にお問い合わせください。

③ 継続願の手続

貸与期間中は、毎年1回(12月頃)インターネットによる「奨学金継続願」の提出が必要となります。期限までに提出しない場合は、奨学金が廃止となりますので、必ず手続をしてください。「継続願」提出後、学業等について審査を行い、次年度奨学金継続の可否を決定します。

④ 貸与終了時の手続

「貸与奨学金返還確認票」を受け取り、「リレー口座」加入申込の手続をしてください。

地方自治体・民間育英団体などの奨学金

地方自治体・民間育英団体などの奨学金は、大学を通じて募集を行うものと各団体が直接募集を行うものがあります。平成23年度、大学を通じて募集した主な奨学金は以下のとおりです。大学を通さずに募集する奨学金は、出身の都道府県や市区町村または奨学団体等に直接お問い合わせください。

地方自治体の奨学金

| 地方自治体 | 月額(円) | 募集時期 |
|-------|------------------------|------|
| 福島県 | 35,000 | 5月上旬 |
| 茨城県 | 自宅:36,000円 自宅外:40,000円 | 4月上旬 |
| 新潟県 | 41,000 | 5月上旬 |
| 富山県 | 自宅:45,000円 自宅外:51,000円 | 3月上旬 |
| 石川県 | 44,000 | 4月上旬 |
| 岐阜県 | 32,000(併用:16,000) | 3月下旬 |
| 宮崎県 | 自宅:44,000円 自宅外:50,000円 | 3月上旬 |
| 沖縄県 | 学部生:45,000円 | 3月上旬 |
| | 修士:70,000円 博士:80,000円 | |

民間育英団体などの奨学金

| 民間育英団体 | 月額(円) | 募集時期 |
|----------|--|------|
| あしなが奨学会 | 40,000 | 4月下旬 |
| 交通遺児育英会 | 学部:40,000・50,000・60,000円から選択 大学院:50,000・80,000・100,000円から選択 | 4月下旬 |
| 川村育英会 | 学部:20,000円 大学院:50,000円 | 5月上旬 |
| 小林育英会 | (給付)25,000円 | 6月下旬 |
| 信濃育英会 | (給付)1回のみ400,000円 | 5月下旬 |
| 中村積善会 | (給付)40,000円 | 4月上旬 |
| 日揮実吉奨学会 | (給付)1回のみ300,000円 | 4月上旬 |
| 松本ソングクラブ | (給付)30,000円 | 1月下旬 |

掲載した団体は一例です。また、募集時期は年度により異なる場合があります。
日本学生支援機構奨学金と併用貸与できないものもありますので、掲示板等又は奨学金担当窓口で内容をよく確認のうえ申請してください。

奨学金に関する諸注意

掲示板等を確認すること

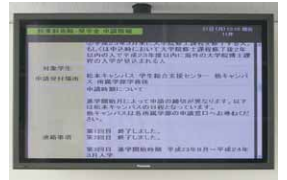
各種奨学金の募集・採用決定・手続、説明会に関するお知らせの連絡事項については、掲示板・信州大学ホームページ「キャンパス情報システム」により周知します。奨学金の貸与(給付)を希望する学生、奨学金を受けている学生は、いつ頃、どんな手続があるかを把握し、確認することを心がけてください。

卒業後の返還のことも考えておくこと

入学当初から卒業まで奨学金の貸与を受けると、借入総額は相当金額になります。奨学金を申し込む際は返還についても十分考慮してください。

お問い合わせ先

- 全学部1年次生、松本キャンパスの学部生・大学院生
➡ 学生総合支援センター 奨学金担当 TEL:0263-37-2184
奨学金 http://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/scholarship/
- 教育学部・工学部・農学部・繊維学部の2年次生以上・大学院生(P.26参照)
➡ 所属学部学務係



理解しておこう

学籍の異動

届け出提出後すぐに許可されるものではありません。

休学

病気その他の理由*により引き続き3ヶ月以上修学することができない場合は、医師の診断書等を添えて休学願を提出し、所属学部長の許可を得た上で休学することができます。

*その他の理由

- 経済的理由
- 留学(大学との交流協定によるものは除く)
- 公共的な事業に参加する(国または地方公共団体の求めによる場合)
- 上記事項と同等以上の事情

転学部・転学科等

転学部・転学科を希望する場合は、選考の上で許可されることがあります。所属学部のクラス担任に相談してください。

退学

退学しようとする場合は、理由書を添えて願い出て、学長の許可を得る必要があります。

留学

本学が教育上有益と認める場合、外国の大学(これに相当する教育研究機関を含む。)または短期大学との協議に基づき、学長の許可を得て留学することができます。

除籍

信州大学学則第63条を参照してください。

賞罰・学生表彰

大学生活の中で正課・課外を問わず表彰に値する行為があったときは、これを称えて表彰されることがあります。

学生の懲戒

本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する表1のような行為は、懲戒(退学・停学・訓告)の対象となります。

対象となる行為には、**アルコール飲料**に関すること、**自動車運転**に関すること、**コンピューターやネットワーク**に関することなど、身近な行為が原因となることもあります。

また、試験での**カンニング**、**レポート等でのコピペ**、**授業出席の代返**等を行うと最低でも3ヶ月以上の無期停学(特に悪質な場合は退学)となり、進級・卒業が1年延長されます。(主な事例は、表2参照)

【表1】

| | 懲戒対象行為 | 該当する懲戒の種類 |
|---------------------------|--|---------------------|
| A 学内秩序を乱す行為 | ①「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に抵触する行為 | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| | ②本学が実施する試験等における不正行為(詳細は表2に掲げる事例) | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| | ③飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり死に至らしめた行為 | 退学または停学(無期) |
| | ④飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為 | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| | ⑤未成年者と知りながら飲酒を強要した行為 | 停学(無期または有期)または訓告 |
| | ⑥本学の教育研究または管理運営を著しく妨げた行為 | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| | ⑦本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為、拘束行為等 | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| | ⑧本学が管理する建造物への不法侵入または不正使用、若しくは占拠した行為 | 停学(無期または有期)または訓告 |
| | ⑨本学が管理する建造物または器物等の損壊行為、汚損行為、不法改築行為等 | 停学(無期または有期)または訓告 |
| | ⑩「信州大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に抵触する行為(データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用、著作権の侵害等) | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| B 犯罪行為 | ①反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為 | 退学、停学(無期または有期)または訓告 |
| | ①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為または犯罪未遂行為 | 退学 |
| | ②薬物犯罪行為(麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等) | 退学または停学(無期または有期) |
| | ③傷害、窃盗、詐欺、恐喝、賭博、住居侵入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為 | 退学または停学(無期または有期) |
| | ④痴漢行為(覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。) | 退学または停学(無期または有期) |
| | ⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」に定める犯罪行為 | 退学または停学(無期または有期) |
| | ⑥「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年5月26日法律第52号)」に定める犯罪行為 | 退学または停学(無期または有期) |
| ⑦コンピューターまたはネットワークを用いた犯罪行為 | 退学または停学(無期または有期) | |
| C 交通事故・違反 | ①死亡または高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合 | 退学 |
| | ②人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合 | 退学または停学(無期または有期) |
| | ③無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反行為 | 停学(無期または有期) |
| | ④死亡または高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合 | 退学または停学(無期または有期) |
| | ⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合 | 停学(無期または有期)または訓告 |

本学が実施する試験等における不正行為(カンニング、コピペなど)を行った場合は、懲戒となり、さらに表2のとおり修得した単位の認定が取り消されます。

【表2】

| 本学が実施する試験等における不正行為の事例 | 単位認定の可否 | | |
|---|------------------------------------|--------------------|-------------|
| | 当該科目 | 不正行為を行った学部の科目 | |
| 単位認定に係る試験時の行為 | 替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。 | 認定しない | 認定しない |
| | 許可されていないノートまたは参考書等を使用すること。 | | |
| | 答案を交換すること。 | | |
| | 他の受験者の答案を見ることまたは他の受験者に答案を見せること。 | | |
| | 試験監督者の注意または指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。 | | |
| その他不正な行為と認められること。 | | | |
| 単位認定に係るレポート(卒業論文等含む)の行為 | 他人の著作物を盗用すること。 | 認定しない | 認定しないことができる |
| | 実験や調査結果のデータを捏造または偽造すること。 | | |
| | 他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。 | | |
| 他の学生に成り代わり授業に出席または代返等の行為を行った者並びに同行行為を依頼した者。 | 認定しないことができる | 特に悪質な場合認定しないことができる | |
| 授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。 | | | |

大学生活では！
学生保険

保険の種類を知っておこう！

大学が窓口の 学生保険

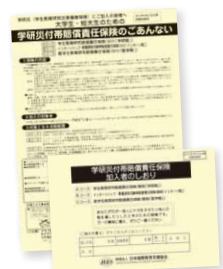
学生教育研究災害傷害保険（学研災）

学生自身が大学の教育研究活動中【正課中・学校行事中・クラブ活動中など】に被った身体の傷害（急激・偶然・外来の事故によるケガ）に対する保険です。学研災に、臨床実習での接触感染による感染症予防処置を受けた場合に対象となる接触感染予防保険を追加する事もできます。

! 病気や、危険なスポーツ中の事故は、この保険の対象となりません。

保険金額

| | 死亡保険金 | 後遺障害 保険金 | 医療保険金 | 入院加算金 |
|-------------------|---------|-----------------|--------------------------|----------------------------|
| 正課中・ 学校行事中 | 2,000万円 | 90万～ 3,000万円 | 最高30万円 (治療日数1日以上が対象) | 入院日額 4,000円 (180日限度) |
| 通学中 | 1,000万円 | 45万～ 1,500万円 | 最高30万円 (治療日数4日以上が対象) | |
| 学校施設間の 移動中 | | | 最高30万円 (治療日数14日以上が対象) | |
| 学校施設内 (寄宿舎は除く) | | | | |
| 大学に届け出た クラブ活動中 | | | | |



ケガをしてしまったら

① まず保険会社へ報告します。

『事故通知ハガキ』の提出。事故の日から30日以内に所定のハガキで通知をする。

※通学中・施設間移動中の事故の場合は、ハガキの加え『通学中事故証明書』または『施設間移動中事故証明書』を提出が必要になります。

② 保険金請求手続き

治療が完治してから、所定の保険金請求書に必要事項を記入、各証明者のサインと押印を受けて請求書類を保険会社へ提出します。

治療報告は請求書に添付の用紙に自己申告で記入します。しかし、保険金が10万円を超える場合は、医師の診断書の提出が必要になります。

※同封で診察券・診療領収書のコピーを必要とします。

学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

※学研災に加入している学生に限りです。

正課、学校行事とその往復中で、他人へのケガ、他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償に備える保険です。



補償範囲

| | |
|-----------|--|
| Aコース「学研賠」 | 正課、学校行事およびその往復。 インターンシップ・教育実習・介護体験活動・ボランティア活動およびその往復。 但し、学校が正課、学校行事および課外活動として認めた場合に限る。 |
| Cコース「医学賠」 | Aコースと同じ（医療関連学部・(学)科の実習を含む） |
| Lコース「法科賠」 | Aコースの補償範囲を含み、正課、学校行事としての臨床法学実習中の人格権侵害。 |

補償金額

※バイク・自動車などの運転中の事故による賠償責任は、この保険の対象となりません。

| | |
|---------|-----------------------------|
| 対人賠償 | 1事故につき 1億円限度（免責0円） |
| 対物賠償 | |
| 人格権侵害補償 | 1年あたり 1事故につき1,000万円限度（免責0円） |

ケガをさせてしまった、他人の物を壊してしまったら

① 事故の通知

事故が発生したときは、自分で東京海上火災・静岡損害サービス課へ以下の内容を連絡します。
(フリーダイヤル：0120-868-066)

<報告内容>

氏名、年齢、大学名、事故発生日、時刻、事故発生場所、被害者の氏名、年齢、事故の原因、被害（傷害・破損等）の程度
保険会社への報告後、同じ内容を学生総合支援センターまたは所属学部の学務係にも報告してください。

② 保険金請求手続き

保険金請求書に必要事項を記入、各証明者のサインと押印を受けて請求書類を保険会社へ提出します。
往復中の事故の場合は、付帯賠償往復事故証明書も提出します。

以上が、学研災・学研賠の概略です。

詳細については（財）日本国際教育支援協会のチラシまたは、しおりでご確認ください。

【取扱い窓口】

学生総合支援センター、各学部学務係

★自分自身が、加入している保険を確認しておきましょう。

手続き担当窓口 連絡先

| | | | |
|-----------------|--------------------------|------------------------------|--------------|
| 課外活動 | 学生総合支援センター | 0263-37-2134 0263-37-2197 | |
| 奨学金・授業料免除 | | 0263-37-2199 | |
| 学生寮 | | 0263-37-2187 | |
| 何でも相談 | | 0263-37-3165 | |
| 履修・試験・ 成績・教室 | 1年次生・医学科2年次生 | 全学教育機構 共通教育窓口 0263-37-2978 | |
| | 2年次生以上 | 人文学部 学務係 | 0263-37-2236 |
| | | 経済学部 学務グループ | 0263-37-2304 |
| | | 理学部 学生支援グループ | 0263-37-2439 |
| | | 医学部医学科 学務第1係 | 0263-37-2580 |
| | | 医学部保健学科 学務第2係 | 0263-37-2356 |
| | | 教育学部 学務グループ | 026-238-4004 |
| | | 工学部 学務グループ | 026-269-5051 |
| 農学部 学務グループ | 0265-77-1314 | | |
| 繊維学部 学務グループ | 0268-21-5322 | | |
| 就職活動 | キャリアサポートセンター | 0263-37-3164 | |
| 留学生支援・海外留学 | 国際交流センター | 0263-37-2865 | |
| 入学料・授業料 | 引落し・納入 松本キャンパス以外 | 財務部 経理調達課 | 0263-37-2137 |
| | | 教育学部 会計担当 | 026-238-4026 |
| | | 工学部 会計担当 | 026-269-5020 |
| | | 農学部 会計担当 | 0265-77-1304 |
| | 繊維学部 会計担当 | 0268-21-5306 | |
| 免除・徴収猶予 | 学生総合支援センター | 0263-37-2199 | |
| 学生相談 | 全学対応窓口 | 学生相談センター | 0263-37-3165 |
| | | 総合健康安全センター | 0263-37-2157 |
| | 学部対応窓口 | 人文学部 学務係 | 0263-37-2236 |
| | | 経済学部 学務グループ | 0263-37-2304 |
| | | 理学部 学生支援グループ | 0263-37-2439 |
| | | 医学部医学科 学務第1係 | 0263-37-2580 |
| | | 医学部保健学科 学務第2係 | 0263-37-2356 |
| | | 教育学部 学務グループ | 026-238-4005 |
| | | 工学部 保健室 | 026-269-5077 |
| | | 農学部 学務グループ | 0265-77-1311 |
| 繊維学部 学務グループ | 0268-21-5322 | | |
| 健康相談 (応急処置) | 総合健康安全センター ・各キャンパス保健室 | 総合健康安全センター | 0263-37-2157 |
| | | 教育学部 保健室 | 026-238-4055 |
| | | 工学部 保健室 | 026-269-5077 |
| | | 農学部 保健室 | 0265-77-1312 |
| | | 繊維学部 保健室 | 0268-21-5312 |

その他学生生活の中で



落とし物

●なくした時

探し物をしている時は、先ず！全学教育機構南校舎1階の入口にある、ガラスケース内を見てください。ガラスケースにあった場合や貴重品(窓口で保管)の場合は、共通教育窓口へ申し出てください。確認を取ってお渡します。それでも無い場合は、なくしたと思われる付近(学部学務係・図書館・生協等)の窓口などにも問い合わせてみましょう。必ず共通教育窓口へ届くとは限りませんので、広い範囲で問い合わせをしましょう。

お財布を紛失した場合は、先ず、キャッシュカード・クレジットカードの停止手続きおよび警察署に連絡をしましょう。他人に悪用されないためにも、必ず行ってください。

●拾った時

最寄りの窓口(共通教育窓口・学生総合支援センター・学部学務係・図書館・生協)に届けましょう。

環境への取組み

信州大学は、各キャンパスにおけるISO14001認証取得を通じてエコキャンパスを構築する環境配慮活動の実践を基盤とし、全ての分野における環境教育・環境研究の推進と地域社会との環境活動の推進をとおり、環境マインドをもつ人材の養成に取り組んでいます。

<http://www.shinshu-u.ac.jp/ISO14001/asahi/>

ISO 学生委員会の学生から

こんにちは！私達は、ISO学生委員会という団体です。私達の目標は学生生活の中でできるだけ多くの人々が気軽に環境活動を行えるような環境を作っていくことです。

具体例としては、大学のゴミ調査を通して分別方法の改善策を話し合ったり、環境イベントに参加して他の団体や市民の皆さんと交流しています。このような活動を通して、皆さんに環境活動に興味を持ってもらうきっかけを作れたらと思っています。

また同時に、自分たち自身も楽しく活動していくことをモットーにしています。こんな私達ですが、活動等に興味を持っていたら、松本キャンパスISO学生委員会室(全学教育機構 北校舎2階)へお気軽にお越しください。見学も大歓迎です。

●ISO学生委員会メール iso_ash@shinshu-u.ac.jp

●ISO学生委員会ブログ <http://isoash.seesaa.net/>

課外活動

Q: 全学教育機構の講義室を使用したい(18:00以降の課外活動時間帯)

A: ①教室使用予定表に予約を書き込む
②教室等使用受付票を提出
: 空きがあれば当日の予約も可でもよい
: 課外活動以外で利用の場合は、窓口で相談下さい。

Q: 全学教育機構の講義室を使用したい(土・日・祝日)

A: ①教室使用予定表に予約を書き込む
②教室等使用受付票を提出
③教室使用許可願を提出(顧問のサインが必要)
: 使用する日の7日前までに
: ※顧問教職員のサインもしくは押印が必要

Q: 体育館やグラウンド・テニスコートを使用したい

A: ①各予約表または使用受付簿に予約を書き込む
②施設使用許可願を提出
: 使用する日の7日前までに
: ※授業等で使用しているときは利用できません

Q: サークルで使用する備品・物品を借りたい

A: ①予約簿に予約を書き込む
②物品借用願を提出
: 使用する日の7日前までに数に限りがあるので予約が必要

Q: 学生会館・学生食堂(あづみホール)の施設を使用したい

A: ①生協事務室で予約(食堂店長の許可を得る)
②施設一時使用許可願(学生会館・学生食堂)を提出
: 随時
: ①は生協で行うので注意! 許可願の背面に食堂店長の承認印をもらう

Q: 和室・多目的室を使用したい

A: ①学生会館使用予定表に予約を書き込む
②教室等使用受付票を提出
: 使用する日の7日前までに
: 学生会館 2階にあります。

Q: 草津セミナーハウス(群馬大学)を利用したい

A: ①電話にて空状況の確認。予約をする。
②草津セミナーハウス使用願・名簿を提出
: 使用する日の14日前までに

Q: 新しくサークルを作りたい

A: 団体設立届・規約・名簿を提出
: 随時
: 5名以上・顧問教職員を決め・規約を作成

Q: 学生や一般の人を対象に催物を開きたい

A: 集会・催物開催届を窓口へ提出(パンフレット・チラシを添付)
: 開催の1ヶ月前までに
: 学内外問わず、大学祭・講演会・演奏会・演劇・展覧会・募金活動等を行う場合 ※届出が無い場合、事故等が発生した時に保険が適用されない場合があります ※教職員のサインが必要

Q: 登山に行く

A: 登山届・登山計画書を提出
: 出発する日の前日までに
: <その他必要な手続き> 左記と同じ書類を入山山城所轄警察署へ提出、登山口にて登山者カードを提出

学生生活

Q: 学生生活の悩みや問題がある!!「わからない、誰に相談したらいいの?」

A: 学生相談センター内にある「新入生のための何でも相談コーナー」を訪れてください。
: 随時
: 入学式翌日から10日間(土日を除く)「先輩学生による何でも相談窓口」も開設しています。

Q: 家庭の経済事情で、生活や学費が心配なとき

A: 授業料・入学料免除制度があります。また、各種奨学金(日本学生支援機構・その他)について窓口で相談してください。
: 相談随時
: 申請時期があります。掲示板等でお知らせしますので、見逃さない様に。

Q: 学生証を紛失・破損してしまった

A: 学生証再発行願を記入し窓口へ提出
: 随時
: 紛失すると、他人に悪用される場合もあります。注意しましょう。
: 所属学部により発行手数料が異なります。詳しくはP9参照

Q: ゼミや宿舎等の目的で旅行をするのでJR団体割引を利用したい

A: 団体旅行申込書・団体(グループ)旅行申込証明書を窓口へ提出
: 必要な日の3週間前までに
: 学生8名以上、付添(教職員)1名以上の計9名以上で使用可能

Q: 海外旅行に出掛ける

A: 海外渡航届を提出 ※新入生は、学生総合支援センターへ提出。2年次以上は所属学部学務担当へ提出
: 出発する日の2週間前までに
: 海外の安全に関する情報を、外務省ホームページなどで事前に確認してください。http://www.anzen.mofa.go.jp/

Q: アルバイトを探したい

A: キャンパス情報システムに、求人依頼のあったアルバイト情報を掲載していますのでご覧ください。
: 毎日更新
: 1年生は、5月連休明けまでは、まず生活に慣れることに専念しましょう。

Q: 学生寮に入りたい(2年次以降)

A: 入寮願を提出
: 入寮の7日前までに
: 寮毎に10月~2月に入寮ガイダンスを行う。掲示等を確認すること。

Q: 退寮したい

A: 退寮願を寮役員に提出
: 退寮月の13日前までに
: 事前に寮役員に申し出ること。

Q: 学内で具合が悪くなった、ケガをした

A: 総合健康安全センターに専任のスタッフが常駐しています。気軽に訪れてください。
: 詳しくは、P35 ~ 参照

Q: 復学したい

A: 復学願
: 復学希望の時(定める期間があります。)
: 事前に所属学部クラス担任及び学務担当に相談すること(教育・工・農・繊維学部生は事前にクラス副担任にも相談)

Q: 退学したい

A: 退学願
: 退学希望の時
: 事前に所属学部クラス担任及び学務担当に相談すること(教育・工・農・繊維学部生は事前にクラス副担任にも相談)

Q: 他の大学に転学したい

A: 転学願
: 学部の定める時期
: 事前に所属学部クラス担任及び学務担当に相談すること(教育・工・農・繊維学部生は事前にクラス副担任にも相談)

Q: 学部・学科を変更したい

A: 転学部・転学科等願
: 学部の定める時期
: 事前に所属学部クラス担任及び学務担当に相談すること(教育・工・農・繊維学部生は事前にクラス副担任にも相談)

その他

Q: コピーをしたい

A: 信州大学生協同組合(生協)購買部でコピーカードを購入(500円・1,000円カード)
: 随時
: あづみホール、学生会館 1階、きこうラウンジ、人文ホール、各学部建物内

Q: プリンターを使用したい

A: 教育学部、繊維学部生は学生証に課金が可能です。その他の学部生は専用プリンターカード【Felica】(課金カード)申込書を信州大学生協同組合(生協)購買部に提出【カード作成料1,000円】
: 発行までに10日~2週間かかります。
: あづみホール、学生会館 1階、図書館、全学教育機構 10番講義室、各学部建物内
: ※課金機は、学生会館売店前に設置されています。

Q: ピアノの練習をしたい

A: 共通教育窓口へ申し出て、ピアノ練習室使用申込書への記入
: 随時
: 1号室のみ(鍵の返却厳守)

Q: 登山から戻る

A: 下山報告
: 下山後速やかに

Q: 学内にポスターを貼りたい

A: 掲示許可(公用掲示板に掲示希望の場合)(サイズの大きいもの・外部団体のもの)
: 随時
: 掲示板に、広告・宣伝・求人・勧誘セールス等の掲示はできません。
: ※外部団体のものは、学生が活動に係わり、学生の氏名・連絡先等明記してあるものに限りません。

各種証明書

Q: 在寮証明書をほしい

A: 在寮証明書の発行を窓口へ申し出る。
: 必要な日の7日前までに
: 発行までに1週間かかります。

Q: 通学定期券を購入したいので通学証明書がほしい

A: 定期乗車券通学証明書交付願に記入し、窓口へ提出
: 随時
: ※証明書有効期限1ヶ月
: ※発行された証明書を購入時に提出。受取の際、学生証の提示が必要

Q: 学校学生生徒旅券運賃割引証【学割】がほしいJRの学生割引運賃を利用したい

A: 証明書発行機で発行する。(利用方法はP17参照)
: ※学割証有効期限 3ヶ月 発行限度枚数 2枚/日・15枚/年
: 計画的に使用してください。非正規生(研究生・聴講生等)については、学割の発行はできません。詳しくはP16参照

Q: 在学証明書をほしい

A: 証明書発行機で発行する。(利用方法はP17参照)

Q: 成績証明書をほしい

A: 証明書発行機で発行する。(利用方法はP17参照)

Q: 健康診断書をほしい

A: 証明書発行機で発行する。(利用方法はP17参照)
: 健康診断の検査項目を全て受検していないと発行はできません。

学籍関係

Q: 戸籍に変更があった(改姓した場合など)

A: 改姓・改名届
: 変更後速やかに
: 所属学部学務担当へ連絡をすること(学籍変更のため)

Q: 現住所、所属先、電話番号を変更した

A: キャンパス情報システムのユーザー情報から修正・登録
: 変更後速やかに
: キャンパス情報システムにログインして行います。

Q: 休学したい

A: 休学願
: 休学を要する時(引き続き3ヶ月以上休む時)
: 事前に所属学部クラス担任及び学務担当に相談すること(教育・工・農・繊維学部生は事前にクラス副担任にも相談)

信州大学学生生活に関する通則

(平成16年4月1日信州大学通則第1号)

(趣旨)

第1条 この通則は、信州大学(以下「本学」という。)の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(誓約書及び保証人)

第2条 本学の学生となる者は、入学のとき保証人1名を定め、連署の誓約書をその所属する学部の長又は研究科の長(以下「学部長等」という。)を経て学長に提出しなければならない。

第3条 保証人に異動があったときは、速やかに学部長等に届け出なければならない。

(住所)

第4条 学生は、毎学年始め、その住所を学部長等に届け出て、異動のときは、その都度速やかに届け出るものとする。

(学生証)

第5条 学生は、入学のとき学長から学生証の交付を受け、常に携帯するとともに、必要に応じこれを提示するものとする。

第6条 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに届けて再交付を受けなければならない。

第7条 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

(厚生)

第8条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

2 学部長等は、必要に応じ学生に治療を命じ、又は登学を停止することができる。

第9条 学生は、別に定めるところにより、本学の福利厚生施設を利用することができる。

(団体)

第10条 学生が、学生を構成員とする団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、顧問の教職員を定め、会則、代表者及び役員の名前並びに会員数を記載した文書を添え、あらかじめ代表者から学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは教学担当の理事(以下「担当理事」という。)を経て届け出るものとする。

第11条 学生団体が学外団体に加入し、又は脱退するときは、学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が2学部以上にわたるときは、理事を経て学長に届け出るものとする。

(集会)

第12条 学生又は学生団体が本学の施設を使用して集会をしようとするときは、目的、日時、場所、予定人員等を記載した文書を提出し、当該施設を所管する部局の長の許可を受けなければならない。

(催物)

第13条 学生又は学生団体が学内外において、学生及び一般を対象として各種の催物をしようとするときは、あらかじめ学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、学生又は学生団体の会員が2学部以上にわたるときは、理事を経て学長に届け出るものとする。

(掲示)

第14条 学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板(以下「掲示物」という。)の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程(平成16年国立大学法人信州大学規程第61号)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 掲示物は、所定の一般掲示場(学生用掲示場)に掲示するものとする。
- 二 掲示物には、掲示した日付並びに学生にあっては掲示責任者名、学生団体にあっては団体名及び団体の代表者名を記載するものとする。
- 三 掲示の期間は、3週間以内とし、この期間を経過したものは、前号に規定する当該掲示責任者又は団体の代表者において、これを撤去するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、掲示の期間を延長することができるものとする。

(禁止等の措置)

第15条 第10条から前条までに規定する行為が本学の目的にそわないと認めるときは、禁止又は変更等を命ずることができる。附則この通則は、平成16年4月1日から施行する。附則この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附則 この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附則 この通則は、平成23年4月1日から施行する。

国立大学法人信州大学における掲示に関する規程

(平成16年4月1日国立大学法人信州大学規程第61号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人信州大学(以下「本法人」という。)における掲示に関し必要な事項を定める。

(掲示場)

第2条 掲示場を公用掲示場と一般掲示場とに区分する。
2 所定の掲示場以外の場所に掲示しようとするときは、所管部局長の許可を受けなければならない。

(掲示の手続)

第3条 本法人の公示以外のすべての掲示は、団体によるものは、その団体名並びに責任者名、個人によるものは、その氏名を記載して、所管部局長の検印を受け掲示場所と掲示期間の指定を受けた後でなければ、掲示することができない。

(遵守事項)

第4条 掲示は、虚偽の記述又は名誉のき損にわたってはならない。

(違反者に対する措置)

第5条 この掲示規程に違反したものは、撤去没収し、しばしば違反するものについては、以後その掲示を認めないことがある。

(学外者の掲示)

第6条 学外者の掲示については、所管部局長の許可を得なければならない。

附則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

信州大学学生表彰要項

(平成16年12月9日学生委員会決定)

(目的)

第1条 この要項は、信州大学学則(平成16年信州大学学則第1号)第64条及び信州大学大学院学則(平成16年信州大学学則第2号)第55条に規定する学生表彰のうち、課外活動及び社会活動における学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、信州大学学長賞(以下「学長賞」という。)及び信州大学功労賞(以下「功労賞」という。)とする。

(表彰の基準)

第3条 学長賞の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について行う。一信州大学(以下「本学」という。)における課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの二社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの三その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの
2 功労賞の表彰は、次の各号の一に該当する個人又は団体について行う。一本学における課外活動の成果が顕著で

あり、かつ、本学の課外活動の振興に功績があったと認められるもの二社会活動において優れた評価を受け、かつ、本学の名誉を高めたと認められるもの三その他前2号と同等又はそれ以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

(表彰の手続)

第4条 学長は、学部長又は研究科長の推薦に基づき、国立大学法人信州大学学生委員会の意見を聴取して、表彰を決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、原則として入学式又は卒業式(大学院の学生にあっては、学位授与式)の日とする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この要項は、平成16年12月10日から実施する。

附則

この要項は、平成18年3月14日から実施する。

信州大学学生表彰に関する申合せ

(平成16年12月9日学生委員会決定)

信州大学学生表彰要項第3条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号及び第2号に定める本学学生の表彰の基準に該当する個人又は団体は、次のとおりとする。

(信州大学学長賞)

1 第3条第1項第1号に該当するもの

- 一 スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等のスポーツの権威ある大会に出場し、優れた成績を収めたもの
- 二 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国際レベル又は国内最高レベルの審査等で高い評価を得たもの

2 第3条第1項第2号に該当するもの

- 一 ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受け、その活動が国内外の公的機関において表彰されたもの

(信州大学功労賞)

3 第3条第2項第1号に該当するもの

- 一 スポーツ活動で、オリンピック、世界選手権、日本選手権等に準ずる大会に出場し、優れた成績を収めたもの
- 二 文学、絵画、彫刻、音楽、演劇等の芸術・文化活動で、作品、公演等が国内レベルの審査等で高い評価を得たもの

4 第3条第2項第2号に該当するもの

- 一 ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、火災防止等の社会活動で、社会的に優れた評価を受けたもの

附則

この申し合わせは、平成16年12月10日から実施する。

信州大学松本地区体育施設使用内規

(趣旨)

第1条 信州大学学生部が管理する信州大学松本地区体育施設(以下「体育施設」という。)の使用については、国立大学法人信州大学不動産管理細則その他関係法令に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(施設の種類)

第2条 体育施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 運動場
- 二 体育館
- 三 武道場
- 四 弓道場
- 五 テニスコート場
- 六 プール

2 前項各号の施設の名称は、別に定める

(使用の範囲)

第3条 体育施設は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- 一 保健体育科目等の授業
- 二 学生の課外活動
- 三 教職員の保健、厚生等の研修
- 四 学生が主催する行事等
- 五 本学(部局等を含む)が主催する行事等
- 六 その他の行事等

(使用計画等)

第4条 体育施設を保健体育科目等の授業(以下「授業」という。)に使用する場合は、授業担当教官等が、年度の授業開始前までに使用計画を立て、副学長(教学担当)に使用計画を提出し、それに基づき使用するものとする。

2 体育施設を課外活動に使用する場合は、授業に支障を来たさない範囲において許可する。

3 体育施設を教職員の研修に使用する場合は授業及び課外活動に支障を来たさない範囲において許可する。

4 体育施設を学内の行事等に使用する場合は、授業及び課外活動並びに教職員の研修使用計画に支障のない限りにおいて許可する。

5 体育施設を学外の者の願い出によって使用させる場合は、本学の使用計画等に支障のない場合において許可することができる。

(使用時間)

第5条 体育施設の使用は、午前8時30分から午後9時までの間とする。

(使用についての心得)

第6条 使用者は、別に定める「信州大学松本地区体育施設使用上の心得」を遵守しなければならない。

附則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

信州大学第三運動場夜間照明設備使用内規

第1条 この内規は、信州大学第三運動場夜間照明設備(以下「照明設備」という。)の使用について、必要な事項を定める。

第2条 照明設備の使用期間は、4月1日から11月30日までとし、使用時間は、午後7時から午後9時までとする。

第3条 照明設備を使用しようとする者は、体育施設一時使用許可願を学生部学生支援課に提出し、許可を受けなければならない。この場合において、使用日の属する月の1か月前の1日から受け付けるものとする。

第4条 照明設備の使用料は、別に定める料金によるものとし、使用許可を受けたときは、直ちに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。

第5条 照明設備の使用に当たっては、信州大学松本地区体育施設使用内規、同使用上の申合せ事項及び同使用上の心得を遵守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

2 使用に当たり、地域住民に迷惑をかけた場合は、次回からの使用を許可しない。

第6条 午後7時前に、照明設備を使用しようとするときは、学生部学生支援課と協議するものとする。

附則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

信州大学松本地区体育施設使用上の申合せ事項

1 授業以外の課外活動その他の使用については、平日の午前8時30分から午後4時10分(授業時間帯)以外の時間帯及び休業日等に使用することを原則とする。

2 本学及び本学学生の主催する行事等のうち、全学的なもの及び特別なものは、協議の上その使用を優先することができる。

3 課外活動に使用する場合は、効率的に使用できるよう学生自治会連合会において、年度の前期及び後期の開始前までに使用計画をたて使用することとする。使用計画の立案に当たっては、学生自治会連合会は、各学部学生自治会と連絡及び調整をとるものとする。

4 学外者の使用については、休業日等のうち、本学で使用しない日時とする。

5 信州大学松本地区体育施設の名称は、次のとおりとする。

- 第一運動場 (旭団地屋外運動場)
- 第二運動場 (医学部運動場)
- 第三運動場 (高等教育システムセンター運動場)
- 第一体育館 (高等教育システムセンター第一体育館)

- 第二体育館 (高等教育システムセンター第二体育館)
 - 武道場 (高等教育システムセンター武道場)
 - 第一弓道場 (医学部弓道場)
 - 第二弓道場 (高等教育システムセンター弓道場)
 - 第一テニスコート場 (地団地屋外運動場テニスコート)
 - 第二テニスコート場 (医学部テニスコート)
 - プール (旭団地プール)
- ()は旧名称。

附則

この申合せ事項は、平成16年4月1日から実施する。

信州大学松本地区課外活動共用施設(サークルボックス)使用上の心得

1 信州大学松本地区課外活動共用施設(サークルボックス)(以下「共用施設」という。)は、課外活動団体が、共同で課外活動に使用することができる。

2 共用施設の使用を希望する課外活動団体の代表責任者は、共用施設使用許可願を理事(教学担当)に提出し、許可を得ること。

3 共用施設の使用許可期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

4 共用施設の使用時間は午前8時から午後9時30分までとする。

5 共用施設の鍵は、使用を許可された団体(以下「使用許可団体」という。)の責任者の申し出により、鍵使用簿に記名・押印した後、責任者に貸与する。

6 責任者が交替または、異動した使用許可団体は、新旧責任者が学生支援課において鍵使用簿に記名・押印の上、引き継ぐものとする。

7 共用施設の鍵を紛失した場合は、責任者が学生支援課に申し出なければならない。この場合において、共用施設の鍵の再貸与にかかる経費は、当該使用許可団体が負担するものとする。

8 使用許可団体の故意または過失により、共用施設、設備または備品を紛失、破損または汚損した場合は、当該使用許可団体が弁償しなければならない。

9 共用施設をしようする者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 使用時間を厳守すること。
- ② 著しい喧噪(特に講義時間中や夜間の歌声、楽器演奏等)または、風紀を乱す等、他人に迷惑になる行為をしないこと。
- ③ 火器を使用しないこと。
- ④ たばこの吸殻等火気の始末及び盗難には、特に注意すること。
- ⑤ 共用施設の設備及び備品等は、大切に扱うこと。

⑥ 整理・整頓をお互いに心がけ、落書、改造等をしないこと。

⑦ 最終退出者は、必ず灰皿を清掃して、消灯を忘れずに励行し、施設は的確に行うこと。

附則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成18年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成19年10月1日から実施する。

信州大学松本地区体育施設使用上の心得

1 体育施設を使用する場合は、所定の手続を取ること。

2 体育施設は、使用を許可された者以外は使用しないこと。

3 許可された施設及び設備品以外を無断で使用しないこと。

4 許可された目的以外及び時間外に使用しないこと。

5 使用に際しては、体育施設を傷つけ又は汚損する恐れのない運動靴を用いること。

6 体育施設内では、火気使用及び喫煙をしないこと。

7 体育施設内には、危険物等を持ち込まないこと。

8 貼紙、掲示等は、所定の場所以外にしないこと。

9 体育施設内の更衣室及びロッカーを長時間にわたり占有しないこと。

10 施設、器具等を滅失、破損又は汚損したときは、速やかに係員に申し出て、指示を受けること。

11 使用後の整理、整頓及び清掃等は、使用者において責任をもって行い、確認を受けること。

12 この使用上の心得に違反した場合は、使用許可を取り消し、次回からの使用を許可しない。

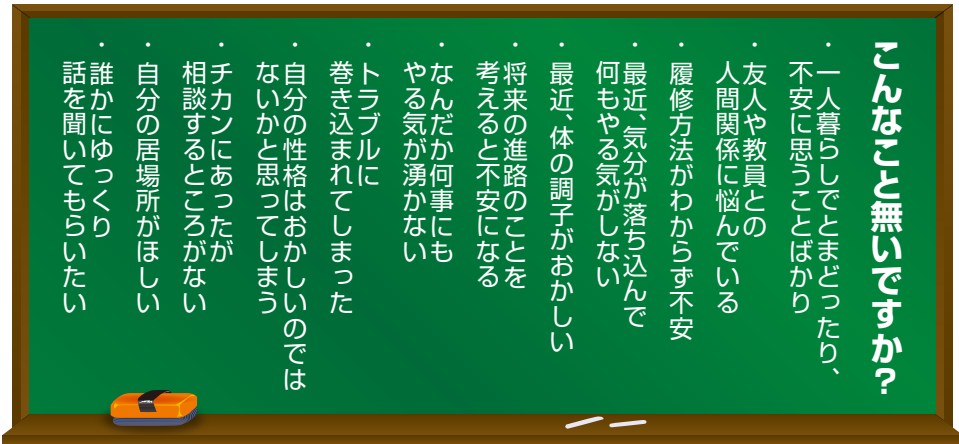
13 その他使用については、係員等の指示に従うこと。

附則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

解決へ導く!! 困った時は 学生相談センター

いろんなことに、悩んだり、不安になったり、心が疲れたときに、気軽に相談にきてください。



学生相談センター連絡先

電話でもメールでも承ります。気軽に相談してください。

☎0263-37-3165

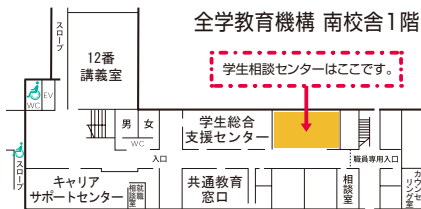
✉nandemo@jm.shinshu-u.ac.jp

あらゆるジャンルの相談も、専門の窓口で対応するなど解決に向けた支援をします。専門の学生相談コーディネーターが常駐しています。

※秘密は厳守し、不利益になることは一切ありません。

その他 対応窓口

- 学生総合支援センター（生活・急なトラブル）
- 総合健康安全センター（健康相談・メンタルヘルス・心や身体の相談（カウンセリング）など）
- 共通教育窓口（1年次生・医学科2年次生の履修・授業に関して）
※進級後は各学部学務係が窓口になります。
- キャリアサポートセンター（進路・面接対応・マナー・エントリーシートなど就職活動に関して）
- 国際交流センター（海外留学・留学生の在留にかかわる手続きや生活・トラブル等に関して）
- その他<学部相談担当教員>
※学生生活の相談は、学部の先生方もそれぞれの立場から指導・助言に当たってくれます。



健康な生活を 総合健康 安全センター

学生生活の基本的要件は心身ともに健全であることです。

総合健康安全センター（以下「センター」という。）は、学生の身体的および精神的な健康を守り健全な大学生活が送られるようにするためのサービス部門です。

保健管理を行う施設として、松本にセンター、教育学部（長野）・工学部（長野）・農学部（南箕輪）・繊維学部（上田）には分室としてそれぞれ保健室が設けられています。

定期健康診断を必ず受ける

学校保健安全法・結核予防法などに基づいて、学生に対して毎年春に定期健康診断を行います。健康管理の基本ですから必ず受けてください。

健康診断の結果、例年何人かの学生に異常が発見され、入院や手術が必要になることもあります。就職や奨学金申請、進学・課外活動（スポーツ活動・合宿・選手派遣）などに際しての健康診断証明書も、定期健康診断の結果を基に発行します。



医師の診察を受けられる

病気になったり、怪我をした時には、医師の診察を受けられます。簡単な治療薬はセンターに用意されており、担当医の処方により投薬します。センター・保健室の利用は無料です。

センターの診療科としては、内科、メンタルヘルス、整形外科、耳鼻咽喉科、婦人科（女医）、皮膚科がありますが、必要に応じて他の医療機関や他科の医師を紹介します。

一般の医療機関（センターや保健室以外）で診療を受ける場合には、「保険診療」となりますので、医療費の一部を自己負担する必要があります。これらの保険（社会保険・国民健康保険など）がいつでも使えるように、保険証を用意しておいてください。遠隔地保険証が必要な場合は、在学証明書を発行し、必ず医療保険組合または事業所から交付を受けてください。

センター・保健室の利用は無料です。



心の健康も気軽に相談する

学生生活を続けていく中で、たとえば、何事も空しく感じ、何もやる気が起こらず、うつうつとし、楽しくない日々を送っているなどの状態になることがあります。また、一人暮らし、友人関係、教師との関係、生きがい、社会と自分との関係、家族との関係、などさまざま悩みが出てくるかもしれません。

学期毎に、あるいは学年を経る毎に、悩みや相談内容は変わります。例えば入学直後には不眠や下痢、食欲低下がおこるかも知れません。このような症状は、一人暮らしのストレスや、郷里とは異なった風土、慣れない食習慣に適應するまでの、心身の反応としてもあらわれます。5月、6月頃には学業への意欲のみでなく、生活行動一般に活気をなくしてしまう五月病や、うつ状態もあります。通常、いずれも一時的に終わりますが、適切な専門的助言を受けることも役立ちます。

さらに青年期は、専門家の治療を必要とする状態の発病率の高い時期です。時には長期の留年や休学の原因が、心の不健康にある例も認められます。気軽にセンターを利用してください。

応急処置

軽度の外傷、打撲・捻挫、虫刺され、などの応急処置を行っています。

健康相談

皆さんが健康で充実した学生生活を送れるように支援しています。健康診断を通じ、疾病の予防や早期発見に努めたり、心や身体の健康上の相談、ケガや急病のときの応急処置を行っています。気軽にご相談ください。



●センター（予約制）

| 診療科 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|--------------|---|---|---|---|---|
| 内科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| メンタルヘルス | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 整形外科 | ○ | | | | |
| 耳鼻咽喉科 | | | ○ | | |
| 婦人科(第1・3週のみ) | | ○ | | | |
| 皮膚科 | ○ | | | | |

●センターの診療は、原則として予約制です。受付に、直接または電話で申し込んでください。（診療予定は、変更することがありますので、センター入口の掲示板で確認してください。）

※健康相談や応急処置は随時行っています。健康相談の受付時間 9:00 ~ 16:00

●電話による相談

センター・保健室で行っています。電話による健康相談であることを話してください。その場で直ぐに回答できない時は、後ほど連絡します。

| 施設 | 電話番号 |
|------------|----------------|
| 総合健康安全センター | (0263) 37-2157 |
| 教育学部保健室 | (026) 238-4055 |
| 工学部保健室 | (026) 269-5077 |
| 農学部保健室 | (0265) 77-1312 |
| 繊維学部保健室 | (0268) 21-5312 |

●松本地区以外の学部の保健室における相談
医師、カウンセラーの来学日等に合わせて、相談日を設けています。利用方法は各保健室にご相談ください。

●緊急の場合

緊急の場合は、センター・保健室を直接訪ねるか、電話で連絡してください。症状によっては他の病院へ紹介するなどの対応をいたします。保険証を必ず持参してください。



自宅外通学生「遠隔地保険証」を取り寄せておこう

突然のケガや病気はあるものです。個人毎のカード式保険者証を持っていない人は、必ず、遠隔地保険証を取り寄せておくように。手続きについては、扶養者の加入している保険事務局に申請します。申請には、在学証明書が必要になります。



大学生活では！
ハラスメント(嫌がらせ)にあったら

まず、ハラスメント相談員に 相談する



ひとりで悩まないで助けを求めよう

ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、全学教育機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員はあなたの立場に立って相談にのります。氏名一覧と連絡先は、信州大学ホームページ「在学生の方へ」→「ハラスメントのない大学にするために」→「ハラスメント相談員一覧」(学内専用)でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター」(☎0263-37-3165)にお問い合わせください。

- 秘密は厳守されます。
- 相談したからといって、不利益な取扱いをされることはありません。
- ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいときだけでも連絡して構いません。
- 相談は友人と一緒に構いません。
- 他学部の相談員に相談しても構いません。
- 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

ハラスメント相談員は

ハラスメント行為を受けているあなたのサポーターのような立場の人です。あなたとの相談の結果、行為者への「申入れ」や「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置(次頁※①、②)をあなたが望んだ場合、イコール・パートナーシップ委員会(下記参照)への申請手続について助言してくれます。イコール・パートナーシップ委員会は関係の部局長と協力して「申入れ」や「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置を実施します。

イコール・パートナーシップ(EP)委員会とは

本学の教職員各4名(男女同数)で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、epiinkai@shinshu-u.ac.jpが委員いずれかに気軽に相談して下さい。



※①行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった事態の解消を依頼することをいいます。事実調査はせず、相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえばよい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのような配慮をします。

※②「ハラスメント相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない、または事実調査をした上で、それに対して判断し、ハラスメント解消のための適切な措置を求めたいときは、あなたの要望によって、学長の下に「ハラスメント相談調査対策委員会」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。



どんな事がハラスメントに当たりますか？

信州大学では、「ハラスメントの防止等に関する規程」で、次のように4つに分類しています。

①セクシュアル・ハラスメント・・・

・修学・就業上の地位や権限を背景とした異性への誘い掛け・嫌がらせや、性的意味を持つ言動で相手を不快にさせることのほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるようなことも含まれます。

・セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくないだけに、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。

②アカデミック・ハラスメント・・・

・教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害する行為を言います。

・典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

③パワー・ハラスメント・・・

・パワー・ハラスメントとは、職員(上司一部下)間の、就業上のハラスメントです。

④その他ハラスメント・・・

・その他ハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

この規程の全文は、信州大学ホームページ「大学案内」→「国立大学法人信州大学規則集」→「第1編 全学 第5章 人事」にあります。



学外にも相談窓口があります

①主に女性のための相談窓口(*の3ヶ所は相談のほかカウンセリングも行っています。)

*長野県男女共同参画センターあいとびあ【一般相談、法律相談(要予約)】(岡谷市)

一般 ☎0266-22-8822 (火~木・土 8:30~17:00 / 金 8:30~21:00)

法律 ☎0266-22-8822 (月2回実施)

*長野市男女共同参画センター【女性の生き方相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】

女性の生き方 ☎026-237-8778 (月~金・第2土 9:00~16:00)

法律 ☎026-237-8303 (第2金 10:00~12:00)

*パレア松本・女性センター【一般相談(木:中国語による相談)、女性弁護士による法律相談(要予約)】

一般 ☎0263-39-1105 ((電話)第2,4水除く平日9:00~12:00、(面接)水曜を除く平日13:00~16:00)

法律 ☎0263-39-1105 (第2火 13:30~15:30)

・長野県警・女性被害犯罪ダイヤルサポート110

☎026-234-8110 (月~金 9:00~17:00)

・上田市市民プラザ・ゆう【一般相談、女性弁護士による法律相談(要予約)】

一般 ☎0268-27-3123 (火 11:00~18:00、木 10:00~17:00、第2、4土 10:00~17:00)

法律 ☎0268-27-3123 (第4木 10:00~12:00)

・伊那市人権男女共同参画係(女性のための相談室)

☎0265-78-4111 (内線2145) (平日 8:30~17:00)

・女性の人権ホットライン

☎0570-070-810(全国共通)(月~金 8:30~17:15)

※PHS、IP電話からの場合 026-232-8145(長野地方法務局)

②男女を問わない相談窓口

・心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)

☎026-224-3626 (月~金 9:30~16:00)

・長野地方法務局人権擁護課

☎026-235-6634 (月~金 8:30~17:15)

・法務局上田支局人権相談所

☎0268-23-2001 (月~金 8:30~17:15)

・法務局松本支局人権相談所

☎0263-32-2571 (月~金 8:30~17:15)

・法務局伊那支局人権相談所

☎0265-78-3462 (月~金 8:30~17:15)

さらに詳しくは、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

信州大学では、「人権」に係わって、すばらしい基本的指針を定めています。これをキャンパス・コードといい、次の6本柱から成っています。わたしたち学生・教職員は、ハラスメントのない信州大学を作る責務があります。

- 個人を人間として等しく尊重します。
- 学問・言論の自由を尊重します。
- 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。
- 人権侵害等を防止します。
- 権利・権限を適正に行使します。
- プライバシー等を保護します。



全文は、前記「ハラスメントのない大学にするために」
→「信州大学キャンパス・コード」をご覧ください。

EP委員会ロゴ(前頁)



「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせて四葉のクローバーにしたものです。

自分がやりたい仕事を 考えて生活する

1年生から自分自身のキャリア(進路)について 考えてみましょう

大学生活を終えた時、皆さんは社会人となります。社会人となった時、誰も自分に合った仕事をした
いと思うのではないのでしょうか。そのためには在学中いかに過ごすか、いかに自分自身がやりたい事
を考えて生活(キャリア形成)していくのが、とても重要になります。



キャリアサポートセンター
http://www.shinsu-u.ac.jp/campus_life/careersupport/

就職相談(専門家によるカウンセリング)

低年次の学生の皆さんが、有意義な学生生活を送るた
めの自己理解から、就職活動中の悩みまで、専門の
キャリアコンサルタントが幅広く相談に応じていま
す。

就職活動時には就職活動の進め方、自己分析の仕方、
将来設計や進路選択の仕方、業界研究や企業研究の仕
方、面接での注意点や効果的な受け答え、履歴書・エ
ントリーシートの書き方及び添削、職業の適性の見極
め方など、場面に応じて相談(カウンセリング)を
行っています。

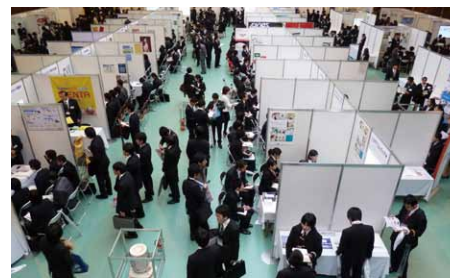
就職ガイダンス

就職活動のステップに応じて、3年生・修士1年生を
対象にガイダンスを開催しています。また、就職活動
におけるマナーや、身だしなみ、メイク、面接等、演
習も交えた実践講座もあります。

実際の就職活動は3年生の後半から始まります
が、就職活動が始まった時に困らないよう1年生
のうちから準備をして、3年生の前半までには将
来自分自身が何をしたいのかをイメージしてお
きましょう。キャリアサポートセンターは、そん
な皆さんのお手伝いをします。

合同企業説明会

就職活動をする皆さんが、就職活動で企業を選択する
ための業界研究・企業研究が行えるよう合同企業説
明会を年に数回学内で開催しています。



学内合同企業説明会

就職活動って、どんなもの?

それでは実際の就職活動の流れについて見てみましょう。



注意しよう 生活トラブル!!

学生がトラブルに巻き込まれるケース・相談が増えています。
手口は様々です。

若者を狙う様々な問題商法

- ワンクリック詐欺・有料サイトの架空請求などのネットトラブル
- キャッチセールス
- アポイントメントセールス（デート商法）
- マルチ商法
- 新興宗教団体への勧誘



advice

- 架空請求など見覚えのない事は無視する。自分から問合せをしない。
※問合せを誘導する文面が書かれていても無視しましょう。
- 知らない人から声を掛けられても、メールが届いても相手にしない。
- 「うまい話」「あまい言葉」はまず疑う。
※たとえ友人の誘いでも断る勇気を持とう。
- 即断・即決はダメ、冷静になって！ひと呼吸おいて考えよう。
- 初対面で親しすぎる！立ち話だけで個人情報を聞くような場合は警戒しよう。

契約は慎重に

契約とは、「合意＝約束」です。契約を後悔しない、消費者トラブルに巻き込まれないためには、慎重に検討することが必要です。

●クレジットやローンを利用する場合

とても便利なクレジットやローンですが、使用にあたっては計画性が大切です。計画性のないカードの利用により、誰でも多重債務に陥る可能性があります。しっかりした返済計画のもとで、上手な利用を心がけましょう。契約内容をよく確認し、違法な高金利の契約などしないように注意が必要です。

●インターネット利用の場合

インターネットは、情報の発信・収集など生活に欠くことのできない存在ですが、ネットワークを通じて個人情報の流出などが急増しています。セキュリティなどを確認して、個人情報の入力には慎重に行いましょう。安心なサイトを見分け、自己責任として十分な注意を払いましょう。

覚えておこう

クーリング・オフ制度

制度の内容を確認する

消費者が契約してしまった後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば、無条件で契約を解約できる制度です。

クーリング・オフができる取引

契約の原則の例外のため、法律や約款などに定めがある特殊取引に限られます。キャッチセールスやアポイントメントセールス、訪問販売では8日間、マルチ商法では20日間、クーリング・オフができます。

クーリング・オフができない場合

自分から店に行く（店舗販売）、広告を見て自分から電話やインターネットで申し込む（通信販売）は、クーリング・オフの対象外です。

※インターネットでの取引は相手が見えないだけに特に注意しましょう。

クーリング・オフの方法

- ①クーリング・オフの手続きは必ず書面（ハガキなど）で販売会社に通知（郵送）します。
※クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも通知（郵送）します。
- ②発信した証拠が残るように、郵便局から「特定記録郵便」で出しましょう。証拠として送付物は、必ずコピーを取り保管しておきましょう。

例)クーリング・オフ通知書 <ハガキの場合>

クレジット会社を利用している場合 クレジット会社を利用していない場合

| 通知書 | |
|-----------------------------|---------------|
| 次の契約を解除します。 | |
| 契約年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| 商品名 | 〇〇〇 |
| 契約金額 | 〇〇〇〇〇円 |
| 販売会社 | 株式会社△△△ ××営業所 |
| 担当者 | 〇〇〇〇 |
| クレジット会社 | 〇〇〇〇株式会社 |
| | 平成〇年〇月〇日 |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇 | |

| 通知書 | |
|------------------------------------|---------------|
| 次の契約を解除します。 | |
| 契約年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| 商品名 | 〇〇〇 |
| 契約金額 | 〇〇〇〇〇円 |
| 販売会社 | 株式会社△△△ ××営業所 |
| 担当者 | 〇〇〇〇 |
| 支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください。 | |
| 平成〇年〇月〇日 | |
| 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏名 〇〇〇〇 | |

困ったとき・被害に遭ってしまったときは 悩んでいないで、すぐに相談しましょう。早めが肝心!!

- 松本消費生活センター
長野県消費生活情報
- 学生相談センター（信州大学）

☎0263-35-1556（悪質商法の被害など消費生活上のトラブル）
<http://www.nagano-shohi.net/>
☎0263-37-3165

大学生活では！
注意しよう！生活トラブル

気を付ける!! 盗難・女子学生の 一人歩き

盗難注意

体育館・更衣室・部室・駐輪場での盗難が、多発しています。

check 盗難防止のために

- ①貴重品は身につける！
- ②目の届く場所で管理する！
- ③ロッカーを利用する！（平日のみ使用可）
- ④自転車・バイクは鍵をかける！
- ⑤ハンドルロック！
- ⑥長時間放置はしない！

授業中・課外活動中など、盗難に遭わないよう心掛けることが大事です。鍵の管理も忘れずに！！

万一盗難にあった場合は、警察署に盗難届の提出と学生総合支援センターまたは所属学部学務係へ連絡してください。



女子学生の一人歩きは要注意

被害防止のために、以下の事に注意しましょう。自転車であっても、一人での帰宅は気をつけよう。



- ① 日没後は、早い時間であっても周囲に対して警戒し、多少遠回りでも明るく人通りの多い道を通って帰宅する。
- ② 防犯ブザーを持ち歩こう！いざという時すぐに使えるように準備する。
- ③ 深夜（夜道）の帰宅は、一人になる時間を無くす。出来るだけ数人で帰宅しよう。
- ④ 携帯メールしながら・音楽を聴きながら等「ながら歩きは」止めましょう。周囲への警戒心がおろそかに！
- ⑤ 被害に遭いそうになったら、大声を出す。通行人や近くの家・商店等に助けを求め、すぐ110番通報！（してもらおう！）※先ずは安全の確保が第一です。
- ⑥ 普段の通る道も、危険箇所が無いかわ確認をしよう。決まった道を作らない！未然の防止につながります。

たった一度しかない人生を大切に 大麻は絶対ダメ

最近、大学生が大麻（マリファナ）所持、栽培で逮捕される事件が報道されています。大麻以外に、コカイン、MDMA（エクスタシー）、ヘロインなどは、精神に影響を与えます。大麻等の作用には、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”と、乱用による“幻覚”、“妄想”に伴う自傷・他害の危険性があります。薬物乱用のおそろしさは、乱用者自身の精神や身体への影響にとどまらず、家庭内暴力、家庭崩壊、さらには、殺人、放火等の悲惨な事件の原因にもなり、社会問題に発展します。社会との接点広がる大学生生活においては、薬物を勧められるきっかけが、いつ何時、現われるかわかりません。ちょっとした好奇心、快感への追求心をくすぐられます。「よいやせ薬がある」、「日常生活に充実感が出る」、「気分がスカッとする」、「元気が自信が湧いて来る」といった甘い誘いに乗せられて、危険な薬物とは知らずに手を出してしまうこととなります。楽しいはずの海外旅行で、興味半分に手を出して、何年も帰国できないこともあるのです。大麻等は、たった一度しかない人生を台無しにします。魔が差した、で許されるものではありません。絶対に手を出さないようにしてください。

甘い誘いに
乗せられ
ないように！

体調を整えておくことが基本！ 感染症に注意

2007年、全国の大学生の間で麻疹（はしか）が流行しました。また、最近では、新型インフルエンザが全国的に流行しました。過去の病気で考えられていた結核も、若い人たちの間で時に集団感染となることがあります。

これらの感染症は、原因となるウイルスや菌が咳をした際に空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。人ごみは、感染している可能性のある人々が含まれている可能性が高いです。流行時には人ごみに出かけることを控えるか、出かける場合には、マスクを必ず着用しましょう。さらに、帰宅したら、手洗い、うがいを必ずしましょう。感染症に負けないために、日常生活において、よく食べ、よく眠り、体調を整えておくことが基本です。



流行時には、
マスクを
着用しよう！

20歳になったら 国民年金加入

国民年金の加入手続きをしましょう。

日本に住む20歳から60歳までのすべての人が、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。国民年金は、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

加入する理由

病気・不慮の事故などで、20歳前に障害者になってしまった者については、全員20歳から障害基礎年金が保障されています。しかし、学生については、20歳以後在学中に障害者となった場合、国民年金に加入していない限り障害基礎年金が支給されず無年金になってしまいます。また、基礎年金制度は、40年間(20歳～60歳)加入すること等を前提に満額の老齢基礎年金を支給することとされています。



学生納付特例制度(学生の国民年金加入)

所得の無い学生のために、学生納付特例制度があります。将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止する制度です。この制度は、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例にすると年金はどうなるか(通常納付・学生納付特例・未納の場合)

| | | 通常納付 | 学生納付特例 | 未納 |
|---------------------------|--------|------|------------|----|
| 障害基礎年金・遺族基礎年金 (受給資格期間) | | ○ | ○ | × |
| 老齢基礎年金 | 受給資格期間 | ○ | ○ | × |
| | 年金額に計算 | ○ | × | × |
| | | | 納付金がある事が前提 | × |

障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。(ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定額が加算されます。)

被害を最小限に！

災害時の対応

災害が起きたら、まず
大声で周囲に知らせる！

災害、事故、火災等
緊急事態発生

消防署または
警察署に通報する

(時間外・夜間または休日)
消防署119
警察署110

●通報する内容
(火災発生の場合)

- ☆火災が発生しました。
- ☆信州大学○○学部の○○棟○○階○○室から出火しています。
- ☆○○等の危険物があります。
- ☆負傷者が○名います。
- ☆私は○○です。電話は○○○○です。

教職員に通報する

連絡が必要な学部等の
緊急連絡番号が
わかりますか？

NO

(時間外・夜間または休日)
信大災害・緊急ダイヤル
0263-37-3333

へ連絡

委託業者のオペレーターに
つながりますので緊急連絡内容等を
伝えてください。

オペレーターが指定された
学部等の緊急連絡先へ連絡

緊急連絡先へ直接連絡する

松本キャンパス

| | |
|---------------|---------------|
| 学生総合支援センター | (0263)37-2197 |
| 人文学部 学務係 | (0263)37-2236 |
| 経済学部 学務グループ | (0263)37-2304 |
| 理学部 学生支援グループ | (0263)37-2439 |
| 医学部医学科 学務第1係 | (0263)37-2580 |
| 医学部保健学科 学務第2係 | (0263)37-2356 |
| 全学教育機構共通教育窓口 | (0263)37-2978 |

公共機関の連絡先

| | |
|----------------|---------------|
| 松本広域消防局 | (0263)25-0119 |
| 松本警察署 | (0263)25-0110 |
| 信大病院高度救命救急センター | (0263)37-2222 |
| 時間外受付 | (0263)37-2222 |
| 松本市役所 | (0263)34-3000 |
| 松本市上下水道局 | (0263)48-6830 |
| 松本ガス(株) | (0263)25-6060 |
| 中部電力(株) | (0263)32-2705 |
| 松本駅 | (0263)36-6071 |
| アルピコ交通(株) | (0263)26-7000 |

他のキャンパス

| | |
|-------------|---------------|
| 教育学部 学務グループ | (026)238-4005 |
| 工学部 学務グループ | (026)269-5051 |
| 農学部 学務グループ | (0265)77-1314 |
| 繊維学部 学務グループ | (0268)21-5322 |

(平日)

災害用伝言ダイヤル171

災害時の声の伝言板 171

大規模な災害が発生した際に、被災地域とその他の地域の間で「声の伝言板」の役割を果たすシステムです。被災地の方々が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は、被災地の自宅の電話番号を使って行います。なお、利用にあたっての事前契約などは不要です。

チェック！

いざというときに備えて

最後に自分の身を守るのはあなた自身！

火災を発見したら、消防署や学部等の緊急連絡先に通報しましょう。初期消火は非常に重要ですが、一人だけで火を消そうとして、有毒な煙などを吸い込んでしまったら、とても危険です。余裕があれば、大きな声で周りにいる人を呼びましょう！

消火器の使い方



① 安全ピンを
引き抜く



② ホースを外し
火元に
向ける



③ レバーを
強く握って
放射する

避難場所について

災害時に避難する場所は、次の2種類があります。

- 大規模災害により避難が長期間となる場合や仮設住宅等を設置することのできる避難場所

【松本市指定避難場所】

- ・信州大学グラウンド（第一運動場、第三運動場）
- ・信州大学教育学部附属松本小学校校庭
- ・信州大学教育学部附属松本中学校校庭 など

※指定避難所（避難先）は、地区毎にあらかじめ指定されていますが、災害の状況や発生する場所によって避難する場所は変わります。

- 小規模災害などにより地域の自主的な判断等によって一時的に学生の皆さんが集合する場所（初期避難所）
- ・学部毎に集合場所を決めています。

避難経路について

校舎（施設）から避難所へ向かう場合は、落下物やブロック塀・建物の倒壊などの危険が少ないところを避難経路とします。

避難する経路は、発生場所や状況によって異なるため、大学では経路を指定していません。

課外活動施設付近の消火器設置場所

センターサークル棟

- 1階 Jazz研究会前
- 1階 サークル協議会前
- 1階 軽音楽部前
- 2階 ギターマンドリンクラブ前
- 2階 自動車部・柔道部前
- 2階 SELFISH前
- 2階 サッカー部・芦原空手同好会前

プール

- 男子更衣室内
- 女子更衣室内

音楽音声合同練習室

- 入口
- 東部屋
- 西部屋

旭会館

- 1階 売店
- 1階 売店前フロア トイレ入口付近
- 1階 食堂麺丼コーナー厨房西
- 1階 食堂南側出口付近
- 1階 エレベーターホール
- 2階 多目的室前
- 2階 ライジング・サン出入口
- 屋外 ウッドデッキ

※この他にも各学部等の建物内に消火器が設置されています。

運動場更衣室

- 男子前
- 女子前

第一体育館東側サークル棟

- SF & Mystery 研究会横
- 自動車競技部横

第一体育館

- 1階 アリーナ入口
- 1階 武道場内
- 1階 男子更衣室
- 1階 女子更衣室
- 東側外 器具庫内

医学部サークル棟

- 学生会・野球部前
- 軽音楽部前
- 地域医療研究会前
- バスケットボール部前
- 硬式テニス部前
- バレーボール部前
- スキー部前
- ラグビー部前
- 水泳部前
- 馬術部
- 道場西入口
- 道場写真部前
- ソフトテニス部
- 道場
- 医学部弓道場

第二体育館

- 1階 アリーナ入口
- 2階 フロア

弓道場

第二講義棟東側サークル棟

- 社交ダンス部内
- 山脈内
- 混声合唱団・グリーンクラブ内
- 第二新聞部NOA・山脈内
- 山脈スタジオ内
- 県の森フェスティバル・LOOSE内

ピアノ練習室

- 1号室
- 2号室
- 3号室
- 4号室

合宿所

あづみホール

- 1階 書店事務室
- 1階 書店西入口
- 2階 北側廊下
- 2階 食堂北
- 2階 食堂東
- 2階 食堂ホール西南
- 2階 厨房南
- 2階 厨房中
- 2階 食堂事務室
- 屋外 北側



大学生活では！
住まい

募集情報を見逃さないように。

学生寮

大学HPや
掲示板を
よく見よう！



入寮の機会は定期一般募集と補欠募集

本学の学生寮の現状とあらまは、下表のとおりです。入寮の機会としては、定期一般募集と欠員の生じた場合の補欠募集があります。

定期一般募集は、新入学生が選抜試験の前に、在学学生は、後期に入ってから（10月～2月頃）に、補欠募集は不定期に募集します。《在学学生の定期一般募集は夏休み前と冬休み前に入寮ガイダンスを行っています。》

入寮を考えている人は、大学のホームページや掲示板をよく見るようにし、募集に関する情報を見逃さないようにしましょう。

学生寮の管理面は学則や寄宿舎規程等に基づいて、寮生の私生活面は自治により運営されますが、これは学生の皆さんの生涯を通じてプラスとなる貴重な経験であり、集団生活を通じて社会人としての能力を養成する良い機会ではないでしょうか。

(平成24年4月現在)

| 申込窓口 | 学生総合支援センター | | 医学部 | 教育学部 | 工学部 | 農学部 | 繊維学部 |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------|------------------|---------|----------------|----------------|
| 寮名 | こまくさ寮 | 思誠寮 思誠女子寮 | 芙岳寮 | 妻科寮 | 若里寮 | 中原寮 | 修己寮 |
| 所在地 | 松本市蟻ヶ崎 | 松本市横田 松本市沢村 | 松本市元町 | 長野市大字南 長野市上ノ原 | 長野市若里 | 上伊那郡南箕輪村 | 上田市常田 |
| 収容定員 | 男子184名 女子144名 | 男子80名 女子30名 | 男女96名 | 男子128名 女子94名 | 男子80名 | 男子96名 女子20名 | 男子80名 女子20名 |
| 入寮対象者 | 各学部1年次生 | 人文・経済・理学部の2年次以上の学生 | 医学部2年次以上の学生 | 教育学部の学生 | 工学部の学生 | 農学部の学生 | 繊維学部の学生 |
| 一室の定員 | 2人 | 1人 | 2人 | 2人 | 1人 | 2人 | 1人 |
| 月額寄宿料 | 4,700円 | 4,300円 | 700円 | 700円 | 4,300円 | 700円 | 4,300円 |
| 寮費(月額) 光熱水料等 | 約26,000円 食費を含む | 約6,700円 | 約10,000円 | 約10,000円 | 約8,000円 | 約9,000円 | 約6,000円 |

各学寮は自治寮のため、表示金額と異なる場合があります。(詳細は、寮生役員に問い合わせてください。)

保険の有無を確認すること！

下宿・アパート

トラブルには
十分に注意
すること！



トラブルの起きないように注意。

下宿・アパートの多くは、個人での直接交渉や知人を頼って契約をすることが大半ですが、信州大学生生活協同組合（信大生協）では家主に紹介の依頼を募り、次年度の進級のため松本キャンパスを離れる学部生に、各キャンパスの下宿・アパート情報誌（信大生協発行）を毎年7月中旬～8月に、松本周辺の情報を2月末に発行します。

下宿・アパートの契約に当たっては、条件等納得のいくよう話し合った上で契約書を取り交わして、後日トラブルの起きないように注意してください。

最近、特に、アパートでの水漏れ等のトラブルが多く、多額の損害賠償を請求される事例がありますので、賠償責任保険に加入することをお勧めします。賃貸契約時には、保険の有無を確認することを忘れずに！

大学周辺における下宿・アパート 家賃の平均月額 (敷金その他の諸経費は除く)

- 下宿 (2食付) 4畳半～6畳 45,000～60,000円
- アパート (バス、トイレ専用) 4畳半～6畳 35,000～60,000円
- アパート (バス、トイレ共用) 4畳半～6畳 15,000～35,000円

信大生協ホームページ

信大生協ホームページからも同じ情報を検索できますので、住居を探す際の参考にしてください。

- 新入生向け (松本地区)
<http://www.shinshu-univcoop.com/matsumoto.html>
- 進級生向け (長野・上田・伊那地区)
<http://www.shinshu-univcoop.com/>



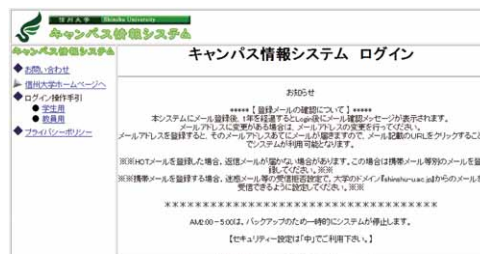
必要度、必要金額には十分注意 アルバイト

学生は、学業が本業。

学生生活に支障を来たすことの無いように。

大学に求人募集のあるアルバイト情報は、キャンパス情報システムで閲覧することができます。募集内容は、家庭教師・事務・軽労働など様々です。随時更新していますので、最新情報がいつでも確認できます。申込みは、自身でアルバイト先に連絡をします。

学生は、学業が本業です。無計画で安易にアルバイトをするのではなく、その必要度、必要金額を十分に検討し、学生生活に支障を来たすことの無いように注意しましょう。



何かあったらすぐ連絡

アルバイトに関して下記のような場合には、直ちに学生総合支援センターに連絡してください。

- 求人条件と異なる
- 雇用主とトラブル (セクハラ・賃金未払い等)
- 危険であると判断される作業 (山岳関係の仕事も含む)
- 事故に遭った

※山岳関係のアルバイトをする場合は、事故発生時の連絡のために必ずアルバイト先、就労期間および連絡先を担当窓口(学生総合支援センター)へ届け出(登山届・登山計画書)をしてください。



ボランティア活動

信州大学に、2001年1月にボランティア情報室(学生ボランティアネットワーク)『VOLNET(ボルネット)』が設立されました。VOLNETは、学生が地域の一員として地域との交流を図り、互いの活動を活性化させることを目指しています。

また、大学では学生の教育研究活動の自主性・創造性をより一層高めることを目的に、活動等自主的活動に要する経費の一部を支援しています。

経費支援の対象となる活動

- ① ボランティア活動等地域社会に貢献する活動
- ② 障害者支援等の福祉事業への参画活動
- ③ 環境問題や自然保護等の取り組みへの活動
- ④ 大学内の広報活動に貢献する活動
- ⑤ 国際交流に貢献する活動
- ⑥ その他、学生の自主的活動として特筆すべき活動

平成23年度のVOLNETの活動

| | 参加したボランティア | 参加人数 | 内 容 |
|-----|------------|------|----------------------------|
| 3月 | バスツアー | 12人 | 松本市内のバスツアーを企画・実行 |
| | 映画祭 | 8人 | 市民映画祭・子ども映画祭のお手伝い |
| 4月 | 新入生歓迎イベント | 全体 | 松本市内ゴミ拾い |
| 5月 | 工芸の五月 | 10人 | イベントのお手伝い |
| | | 10人 | 環境活動イベントのお手伝い |
| | 豊ロール | 3人 | 被災地への支援物資作りのお手伝い |
| | 協立病院 | 9人 | 不登校児や障がい児との交流 |
| | 軽井沢ハーフマラソン | 4人 | イベントのお手伝い |
| | 講演会ボランティア | 8人 | イベントのお手伝い |
| | さくらまつり | 9人 | イベントのお手伝い |
| | 防災講演会 | 全体 | 信大生のための防災講演会を企画・実行 |
| 6月 | 科学実験ショー | 14人 | 小学校での科学実験ショー |
| | かえるまつり | 全体 | 商店街のお祭りの企画・実行 |
| 7月 | 地震後の片づけ | 2人 | 松本の地震後の片づけのお手伝い |
| | 受付ボランティア | 1人 | 信大病院に来院した被災の子ども達の健康診断のお手伝い |
| 8月 | 子ども村キャンプ | 5人 | 子ども達のキャンプ体験のサポート |
| | お話ボランティア | 4人 | 元気がないというおばあちゃんの話相手になる |
| 10月 | 市民フェスタ | 11人 | イベントのお手伝い |
| | 自転車のチェーン配り | 7人 | 自転車の盗難防止の呼びかけに参加 |
| | ふれあい教育展 | 2人 | イベントのお手伝い |
| | ハロウィンイベント | 4人 | イベントのお手伝い |
| | 安原地区文化祭 | 8人 | 出し物として科学実験ショーを企画・実行 |
| | 銀嶺祭 | 1年生 | 地域の子どものための出し物 |
| 11月 | 芸術館のボランティア | 3人 | イベントのお手伝い |
| | 美術館のボランティア | 1人 | イベントのお手伝い |
| 継続 | 浅間児童センター | 3人 | 託児所のお手伝い |
| | 不登校児支援 | 3人 | 不登校児を勉強やスポーツで支援 |
| その他 | 月1ミーティング | | 全体で集まってボランティアの報告・募集 |

その他、他大学のボランティアサークルや、地域の様々な団体と意見交換会でボランティア情報を交換する機会も多く、スタッフの活動は様々です。地域の小学校や児童館との連携をとってボランティア企画もしています。

スタッフを随時募集しています。

ボランティアに興味のある方！参加してみたい方！企画を考えてみたい方！『VOLNET』に関心を持った方は、できる所から参加してみませんか？自分のチャンスを生かせる可能性が、きっと潜んでいます。 ※学生総合支援センター内にも、ボランティア募集の情報掲示板があります。

課外活動

正課以外の活動を課外活動と呼び、学業を中心とした諸関係よりも、新しい人間関係が育てられていくという積極的な意義があります。少なくとも他では得られない知識や体験をし、自己への認識を深め、自分自身の成長につながるものとなるでしょう。課外活動は、友人関係を広め、様々な思いを分かち合う機会に出会えるでしょう。学業とのバランスを考えいろいろな角度から自分を見つめ、最適なサークル活動ができることを願います。

学友会

信州大学では、学生が自主的に行う課外活動の健全な発展と統一的な運営を図るとともに、文化活動、スポーツ活動等の振興に努め、本学の発展に寄与することを目的とする『信州大学学友会』が設置されています。学友会は、全学的な活動を行っているサークルや全学生を対象とする各種講演会、大学祭等各種催し物などに援助をしています。

平成 23 年度の課外活動の紹介

大学祭

- 第46回銀嶺祭(松本キャンパス)
テーマ Thanks for everyone
-すべての人に感謝して、今を駆け抜けよう-
10月29日(土)～10月30日(日)
- 光芒祭2011(工学部)
テーマ 知的“工”奇心 応援
10月22日(土)～10月23日(日)
- 第58回まほろば祭(教育学部)
12月3日(土)～12月4日(日)
- 第24回東雲祭(繊維学部)
テーマ ～一緒に～
10月22日(土)～10月23日(日)
- 第57回落葉松祭(農学部)
テーマ みんなでつくる みんながつながる
11月5日(土)～11月6日(日)

文化部会

- 交響楽団
第87・88回定期演奏会 長野・松本開催
- 吹奏楽団
吹奏楽コンクール東海大会 銀賞
- マンドリンクラブ
第49回定期演奏会 長野・諏訪開催
- 混声合唱団
第43回定期演奏会 長野公演 辰野公演
- 競技歌留多サークル
第18回全日本大学かるた選手権大会 出場

地域貢献活動

- 全国カデ・エベ選手権大会競技役員(フェンシング部)
- あがたの森「サタデーコンサート」
依頼演奏(マンドリンクラブ)
- 国際交流祭「こいこい松本」実行委員(COWIS)

スポーツ部会

- 陸上競技部
第42回北信越学生陸上競技選手権大会 2種目1位
- 水泳部
全国国公立大学選手権水泳競技大会 出場
- 硬式野球部
関甲新学生野球連盟3部 春季、秋季リーグ戦参加
- ソフトテニス部
第59回北信越ソフトテニス大学対抗リーグ戦大会 男子優勝
- 卓球部
第59回春季北信越大会 男子団体 ベスト4
- サッカー部
第39回北信越大学サッカーリーグ2部優勝 一部昇格 主将がMVPに選出
- 弓道部
第59回全日本学生弓道選手権大会(インカレ) 男子団体ベスト8
- 競技スキー部
第31回全日本国公立大学スキー選手権大会 男子総合優勝
- 氷上競技部
第44回全国国公立大学対抗スピードスケート競技会 男子・女子優勝
- バレー部
春季大学男女バレーボール選手権大会 男子1部6位 女子3部優勝2部昇格
- バドミントン部
関東甲信越大学体育大会競技種目バドミントン 女子1位
- アメリカンフットボール部
2011年度アメリカンフットボール東海学生2部リーグ 3位
- 女子サッカー部
第33回全日本女子サッカー選手権北信越大会 準優勝
- 和っしよい
にっぽんど真ん中祭り 4位入賞
- フェンシング部
全国国公立大会 男子フルレール団体優勝(3年連続)
- アーチェリー部
全日本学生アーチェリー西日本大会 2年連続出場

大学の施設の使い方

体育施設 体育館・グラウンド等 休日、放課後の講義室等

施設や用具の貸出しを行っています。学生総合支援センター窓口で利用の手続きをします。

利用できる施設

- 第一体育館 ○第二体育館 ○野球場 ○グリーンフィールド
 - テニスコート ○講義室(平日の放課後・土日祝日)
 - 和室 ○多目的室
- ※和室・多目的室は日祝日の利用はできません

学生総合支援センターで手続き(土日祝日は窓口休業です。)

- ①予約簿の確認(貸出しには限りがあります。)
- ②利用可能なら予約をしよう。ブックングに注意!!
- ③予約後、所定の用紙に必要事項を記入して窓口へ提出すればOK。
- ④利用の際…*テニスコート以外の体育施設及び放課後の教室は予約日に利用するだけ。
*テニスコート及び休日の教室は、鍵が必要です。窓口で受取りましょう。

利用後は

- 施設を利用した場合は、清掃・片付けを行い、ごみは持ち帰りましょう。
- 万一破損した場合は、きちんと申し出る。(場合により弁償)

貸出用具について

スポーツ用具・用品・マイク・拡声器・椅子など様々な用具の貸出が可能です。施設同様に、予約をして貸出の手続きを取ることで使用できます。
※用具は大切に使い、使用後は返却日を守りましょう。



返却の際は、
返却期日を
厳守しよう!

大学の施設の使い方 教育研究等 施設

下表の本学附属教育研究施設は、実験実習に支障のない限り本学学生の学術研究活動・課外活動のための使用が許され、宿泊もできるようになっております。

利用する時は？

- ①あらかじめ電話で、使用の可否を確認する。
- ②所定の様式により、所管学部の使用希望日の10日前までに申し込む。
なお、閉館日等については、当該施設へ事前に確認してください。

| 施設名 | 所在地 | 所管学部 | 使用期間 | 宿泊定員 | 使用申込先 |
|---|-----------------------------|------|---------------|------|-------------------------------|
| 教育学部附属 志賀自然教育研究施設 | 下高井郡 山ノ内町大字平隠 | 教育学部 | 通年 | 30名 | 教育学部会計係 TEL026-238-4028 |
| 山地水環境教育研究センター | 諏訪市湖岸通り 5-2-4 | 理学部 | 通年 | 30名 | 理学部総務グループ TEL0263-37-2432 |
| 農学部附属アルプス圏 フィールド科学教育研究センター <西駒ステーション> | 伊那市大字 伊那字小黒日向 | 農学部 | 4/1~ 9/30 | 30名 | 農学部附属施設担当 TEL0265-77-1319 |
| 農学部附属アルプス圏 フィールド科学教育研究センター <手良沢山ステーション> | 伊那市大字 手良沢口字沢山 2202-12 | | 4/1~ 10/31 | 45名 | |
| 農学部附属アルプス圏 フィールド科学教育研究センター <野辺山ステーション> | 南佐久郡南牧村 野辺山ニツ山 462-1 | | 5/1~ 10/31 | 50名 | |
| 信州大学 短期宿泊施設 | 松本市桐1-3-1 | 教育学部 | 4/1~ 10/31 | 78名 | 学生総合支援センター TEL0263-37-2134 |

合宿研修施設 草津セミナー ハウス (国立大学共同利用研修施設群馬大学管理)

関東甲信越地区国立大学の共同利用研修施設として群馬大学で管理する草津セミナーハウス(収容人員120人)があり、恵まれた自然環境の中で、対話や学習を重ねながら、豊かな人間性を育てる場として利用されています。

セミナー、クラブの合宿や卒業論文等の発表・討論会の種々の行事・会合等の利用に適しており、また、志賀高原、白根山等も近く、ハイキングやスキーにも便利です。

利用する時は？

- ①あらかじめ電話等で群馬大学学務部学生支援課に問い合わせる。
- ②本学学生総合支援センターに備え付けの使用許可申請書に記入し、本学の証明印を得る。
- ③群馬大学に申し込む。
なお、申し込み受け付けは使用開始日の4か月前から10日前までです。
(詳細は本学学生総合支援センター課外活動担当にお問い合わせください。)

| | 5月~9月 | 10月~4月 |
|-----|----------------------------|--------|
| 運営費 | 1,400円 | 1,900円 |
| 食費 | (朝食)460円 (昼食)500円 (夕食)980円 | |

*既納の運営費は還付されません。ただし、使用日の7日前までの取り消しについては、運営費の70%が還付されます。

申込先 群馬大学学生支援課セミナーハウス担当 ☎ 027-220-7145

申込先：〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4-2
FAX：027-220-7620
所在地：〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根737
交通：JR吾妻線長野原草津口駅下車
JRバス草津バスターミナル下車徒歩20分



その他

食堂・売店等 (信州大学生協同組合)

(信州大学生協同組合)

食堂・売店等

松本キャンパスには、購買・書籍・食堂(旭会館1階、2階・あづみホール2階)・売店があり、学生の皆さんが自由に利用することができます。

※その他に人文学部・医学部保健学科に売店、経済学部には食堂があります。

※生協・共済・健康食券については、生協事務室(旭会館2階)へ



生協事務室

旭会館食堂



レストラン ライジングSUN

ミニショップ



あづみホール1階(購買書籍部)



あづみホール2階(食堂)

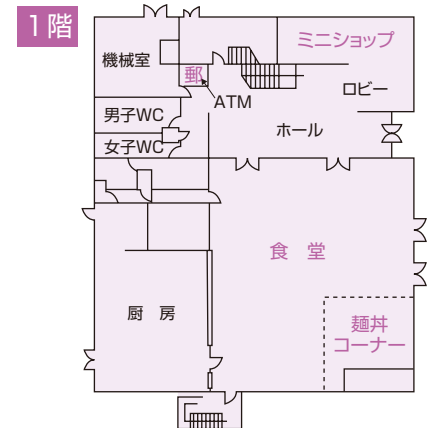


きこうラウンジ

旭会館 1 階

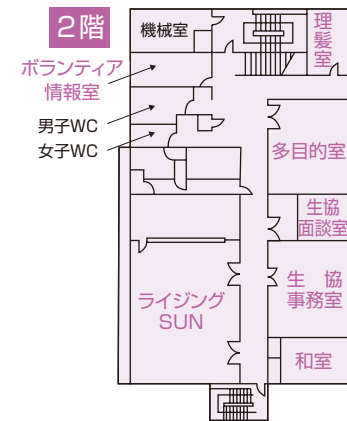
| | | |
|--|-----|-------------|
| ミニショップ | 月～金 | 8:30～19:30 |
| | 土 | 11:00～14:00 |
| 食堂 安全・安心を基本に、旬の食材を使用するなど嗜好にあわせた廉価で豊富なメニューが用意されています。 | 月～金 | 10:30～19:30 |
| | 土 | 11:30～13:30 |
| 麺丼コーナー | 月～金 | 10:30～19:30 |
| | 土 | 11:30～13:30 |

ゆうちょ銀行のATM(現金自動預払機)設置



旭会館 2 階

| | | |
|---|-----|-------------|
| 生協事務室 ☎37-2982 | 月～金 | 9:30～18:00 |
| レストラン ライジングSUN 和・洋の日替り定食等フルサービスで提供します。 | 月～金 | 11:30～13:30 |
| 理髪室 ☎37-2986 利用する場合は直接理髪室に申し込んでください。 ※学生料金 2800円(割引有) | 月～土 | 8:40～18:00 |



※3階及び4階は学生の利用はできません。

※営業時間は授業期間中のものです。夏季、冬季、春季休業期間中の営業は、別途掲示します。

あづみホール 1 階

| | | |
|-------------|-----|-------------|
| 書籍 ☎37-2983 | 月～金 | 10:00～18:30 |
| 購買 ☎36-2672 | 土 | 10:30～14:00 |

あづみホール 2 階

| | | |
|-------------|-----|------------|
| 食堂 ☎37-2981 | 月～金 | 8:15～16:30 |
|-------------|-----|------------|

きこうラウンジ

| | | |
|----|-----|------------|
| 売店 | 月～金 | 8:30～18:30 |
|----|-----|------------|

書籍では、書籍・雑誌の販売及びTOEIC等・各種検定の申込み、購買では文房具、パソコン等の勉強用品、日用雑貨の販売、JR切符、国内・海外航空券、宿泊、レンタカー、運転免許まで大学生活をサポートしています。

また、切手、印紙、宅配便の取次や国際学生証(IDカード)、インターネットプロバイダー斡旋業務を行っております。

※教科書販売は、旭会館3階大会議室に特設会場を設けていますので、ご利用ください。

販売期間:4月5日(木)～4月20日(金)(予定)

平成24年度カレンダー (2012年4月～9月)

 授業日
 試験日
 休業日
 振替授業日
 入学式・ガイダンス・健康診断

| 4月 April | |
|----------|-----------|
| 1 日 | |
| 2 月 | |
| 3 火 | |
| 4 水 | 入学式・ガイダンス |
| 5 木 | ガイダンス |
| 6 金 | 健康診断 |
| 7 土 | |
| 8 日 | |
| 9 月 | |
| 10 火 | |
| 11 水 | |
| 12 木 | |
| 13 金 | |
| 14 土 | |
| 15 日 | |
| 16 月 | |
| 17 火 | |
| 18 水 | |
| 19 木 | |
| 20 金 | |
| 21 土 | |
| 22 日 | |
| 23 月 | |
| 24 火 | |
| 25 水 | |
| 26 木 | |
| 27 金 | |
| 28 土 | |
| 29 日 | 昭和の日 |
| 30 月 | 振替休日 |

| 5月 May | |
|--------|-------|
| 1 火 | 月曜日授業 |
| 2 水 | 金曜日授業 |
| 3 木 | 憲法記念日 |
| 4 金 | みどりの日 |
| 5 土 | こどもの日 |
| 6 日 | |
| 7 月 | |
| 8 火 | |
| 9 水 | |
| 10 木 | |
| 11 金 | |
| 12 土 | |
| 13 日 | |
| 14 月 | |
| 15 火 | |
| 16 水 | |
| 17 木 | |
| 18 金 | |
| 19 土 | |
| 20 日 | |
| 21 月 | |
| 22 火 | |
| 23 水 | |
| 24 木 | |
| 25 金 | |
| 26 土 | |
| 27 日 | |
| 28 月 | |
| 29 火 | |
| 30 水 | |
| 31 木 | |

| 6月 June | |
|---------|-------|
| 1 金 | 開学記念日 |
| 2 土 | |
| 3 日 | |
| 4 月 | |
| 5 火 | |
| 6 水 | |
| 7 木 | |
| 8 金 | |
| 9 土 | |
| 10 日 | |
| 11 月 | |
| 12 火 | |
| 13 水 | |
| 14 木 | |
| 15 金 | |
| 16 土 | |
| 17 日 | |
| 18 月 | |
| 19 火 | |
| 20 水 | |
| 21 木 | |
| 22 金 | |
| 23 土 | |
| 24 日 | |
| 25 月 | |
| 26 火 | |
| 27 水 | |
| 28 木 | |
| 29 金 | |
| 30 土 | |

| 7月 July | |
|---------|-----|
| 1 日 | |
| 2 月 | |
| 3 火 | |
| 4 水 | |
| 5 木 | |
| 6 金 | |
| 7 土 | |
| 8 日 | |
| 9 月 | |
| 10 火 | |
| 11 水 | |
| 12 木 | |
| 13 金 | |
| 14 土 | |
| 15 日 | |
| 16 月 | 海の日 |
| 17 火 | |
| 18 水 | |
| 19 木 | |
| 20 金 | |
| 21 土 | |
| 22 日 | |
| 23 月 | |
| 24 火 | |
| 25 水 | |
| 26 木 | |
| 27 金 | |
| 28 土 | |
| 29 日 | |
| 30 月 | |
| 31 火 | |

| 8月 August | |
|-----------|--|
| 1 水 | |
| 2 木 | |
| 3 金 | |
| 4 土 | |
| 5 日 | |
| 6 月 | |
| 7 火 | |
| 8 水 | |
| 9 木 | |
| 10 金 | |
| 11 土 | |
| 12 日 | |
| 13 月 | |
| 14 火 | |
| 15 水 | |
| 16 木 | |
| 17 金 | |
| 18 土 | |
| 19 日 | |
| 20 月 | |
| 21 火 | |
| 22 水 | |
| 23 木 | |
| 24 金 | |
| 25 土 | |
| 26 日 | |
| 27 月 | |
| 28 火 | |
| 29 水 | |
| 30 木 | |
| 31 金 | |

| 9月 September | |
|--------------|------|
| 1 土 | |
| 2 日 | |
| 3 月 | |
| 4 火 | |
| 5 水 | |
| 6 木 | |
| 7 金 | |
| 8 土 | |
| 9 日 | |
| 10 月 | |
| 11 火 | |
| 12 水 | |
| 13 木 | |
| 14 金 | |
| 15 土 | |
| 16 日 | |
| 17 月 | 敬老の日 |
| 18 火 | |
| 19 水 | |
| 20 木 | |
| 21 金 | |
| 22 土 | 秋分の日 |
| 23 日 | |
| 24 月 | |
| 25 火 | |
| 26 水 | |
| 27 木 | |
| 28 金 | |
| 29 土 | |
| 30 日 | |

平成24年度カレンダー (2012年10月~2013年3月)

| 10月 October | |
|-------------|--------|
| 1 | 月 |
| 2 | 火 |
| 3 | 水 |
| 4 | 木 |
| 5 | 金 |
| 6 | 土 |
| 7 | 日 |
| 8 | 月 体育の日 |
| 9 | 火 |
| 10 | 水 |
| 11 | 木 |
| 12 | 金 |
| 13 | 土 |
| 14 | 日 |
| 15 | 月 |
| 16 | 火 |
| 17 | 水 |
| 18 | 木 |
| 19 | 金 |
| 20 | 土 |
| 21 | 日 |
| 22 | 月 |
| 23 | 火 |
| 24 | 水 |
| 25 | 木 |
| 26 | 金 |
| 27 | 土 |
| 28 | 日 |
| 29 | 月 |
| 30 | 火 |
| 31 | 水 |

| 11月 November | |
|--------------|----------|
| 1 | 木 |
| 2 | 金 |
| 3 | 土 文化の日 |
| 4 | 日 |
| 5 | 月 |
| 6 | 火 |
| 7 | 水 |
| 8 | 木 |
| 9 | 金 |
| 10 | 土 |
| 11 | 日 |
| 12 | 月 |
| 13 | 火 |
| 14 | 水 |
| 15 | 木 |
| 16 | 金 |
| 17 | 土 |
| 18 | 日 |
| 19 | 月 |
| 20 | 火 |
| 21 | 水 |
| 22 | 木 |
| 23 | 金 勤労感謝の日 |
| 24 | 土 |
| 25 | 日 |
| 26 | 月 |
| 27 | 火 |
| 28 | 水 |
| 29 | 木 |
| 30 | 金 |

| 12月 December | |
|--------------|---------|
| 1 | 土 |
| 2 | 日 |
| 3 | 月 |
| 4 | 火 |
| 5 | 水 |
| 6 | 木 |
| 7 | 金 |
| 8 | 土 |
| 9 | 日 |
| 10 | 月 |
| 11 | 火 |
| 12 | 水 |
| 13 | 木 |
| 14 | 金 |
| 15 | 土 |
| 16 | 日 |
| 17 | 月 |
| 18 | 火 |
| 19 | 水 |
| 20 | 木 |
| 21 | 金 |
| 22 | 土 |
| 23 | 日 天皇誕生日 |
| 24 | 月 振替休日 |
| 25 | 火 月曜日授業 |
| 26 | 水 金曜日授業 |
| 27 | 木 |
| 28 | 金 |
| 29 | 土 |
| 30 | 日 |
| 31 | 月 |

 授業日
 試験日
 休業日
 振替授業日
 入学式・ガイダンス・健康診断

| 1月 January | |
|------------|---------|
| 1 | 火 元日 |
| 2 | 水 |
| 3 | 木 |
| 4 | 金 |
| 5 | 土 |
| 6 | 日 |
| 7 | 月 |
| 8 | 火 |
| 9 | 水 |
| 10 | 木 |
| 11 | 金 |
| 12 | 土 |
| 13 | 日 |
| 14 | 月 成人の日 |
| 15 | 火 |
| 16 | 水 |
| 17 | 木 |
| 18 | 金 臨時休業日 |
| 19 | 土 |
| 20 | 日 |
| 21 | 月 |
| 22 | 火 |
| 23 | 水 |
| 24 | 木 |
| 25 | 金 |
| 26 | 土 |
| 27 | 日 |
| 28 | 月 |
| 29 | 火 |
| 30 | 水 |
| 31 | 木 |

| 2月 February | |
|-------------|----------|
| 1 | 金 |
| 2 | 土 |
| 3 | 日 |
| 4 | 月 |
| 5 | 火 |
| 6 | 水 |
| 7 | 木 |
| 8 | 金 |
| 9 | 土 |
| 10 | 日 |
| 11 | 月 建国記念の日 |
| 12 | 火 |
| 13 | 水 |
| 14 | 木 |
| 15 | 金 |
| 16 | 土 |
| 17 | 日 |
| 18 | 月 |
| 19 | 火 |
| 20 | 水 |
| 21 | 木 |
| 22 | 金 |
| 23 | 土 |
| 24 | 日 |
| 25 | 月 |
| 26 | 火 |
| 27 | 水 |
| 28 | 木 |

| 3月 March | |
|----------|--------|
| 1 | 金 |
| 2 | 土 |
| 3 | 日 |
| 4 | 月 |
| 5 | 火 |
| 6 | 水 |
| 7 | 木 |
| 8 | 金 |
| 9 | 土 |
| 10 | 日 |
| 11 | 月 |
| 12 | 火 |
| 13 | 水 |
| 14 | 木 |
| 15 | 金 |
| 16 | 土 |
| 17 | 日 |
| 18 | 月 |
| 19 | 火 |
| 20 | 水 春分の日 |
| 21 | 木 |
| 22 | 金 |
| 23 | 土 |
| 24 | 日 |
| 25 | 月 |
| 26 | 火 |
| 27 | 水 |
| 28 | 木 |
| 29 | 金 |
| 30 | 土 |
| 31 | 日 |

松本バスターミナル～信州大学前・大学西門

路線バス時刻表

□ 所要時間 約15分 □ 運賃 190円

■信州大学行き

130 信大横田循環線 32 浅間線 浅間温泉行き

松本バスターミナル ①のりば 発

| | 平日 | 土曜・休日 |
|----|----------------|-------------|
| 5 | 40 | 40 |
| 6 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 7 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 8 | 00 10 20 40 50 | 10 40 50 |
| 9 | 00 15 20 40 50 | 10 15 40 50 |
| 10 | 00 15 20 40 50 | 10 15 40 50 |
| 11 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 12 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 13 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 14 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 15 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 16 | 00 20 30 40 50 | 10 30 40 50 |
| 17 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 18 | 00 20 40 50 | 10 40 50 |
| 19 | 00 20 40 | 10 40 |
| 20 | 10 40 | 10 40 |
| 21 | 10 40 | 10 40 |
| 22 | 10 | |

■松本駅方面行き

120 横田信大循環線 30 浅間線 松本駅行き

大学西門バス停 発

| | 平日 | 土曜・休日 |
|----|----------------|-------------|
| 5 | | |
| 6 | 29 49 | 29 44 |
| 7 | 09 18 35 55 | 14 18 47 |
| 8 | 15 22 35 55 | 17 22 47 |
| 9 | 15 22 35 47 55 | 17 22 47 47 |
| 10 | 15 22 35 47 55 | 17 22 47 47 |
| 11 | 12 22 32 52 | 17 22 47 |
| 12 | 12 22 32 52 | 17 22 47 |
| 13 | 12 22 32 52 | 17 22 47 |
| 14 | 12 22 32 52 | 17 22 47 |
| 15 | 12 22 32 52 | 17 22 47 |
| 16 | 12 22 35 55 | 20 22 50 |
| 17 | 02 15 22 35 55 | 02 20 22 50 |
| 18 | 15 22 35 52 | 20 22 50 |
| 19 | 12 22 32 52 | 17 22 47 |
| 20 | 12 32 52 | 17 47 |
| 21 | 22 52 | 17 47 |
| 22 | 22 | 17 |

※この他に、四賀線・鹿教湯温泉線もご利用いただけます。
 ※年末年始(12月下旬～1月上旬)、旧盆(8月中旬)は特別ダイヤで運行します。

平成24年3月現在

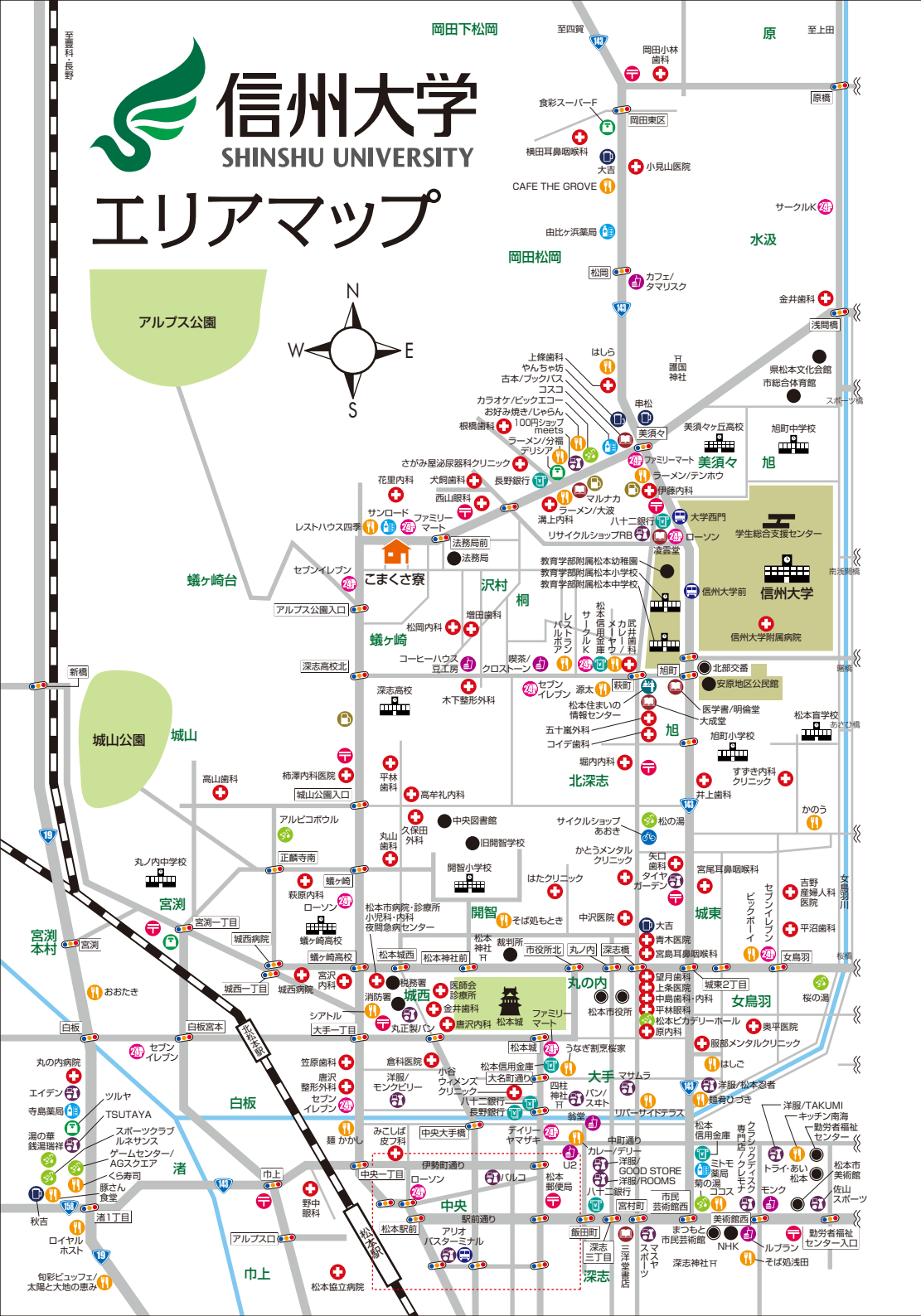


バス路線MAP



信州大学 SHINSHU UNIVERSITY

エリアマップ



- | | | | |
|----------|----------|----------|------------|
| 飲食店 | ファーストフード | カフェ | コンビニエンスストア |
| スーパー | 百貨店 | 書店 | ドラッグストア |
| 病院・医院 | 銀行 | 郵便局 | サービス業 |
| アミューズメント | 自転車店 | ガソリンスタンド | バス停 |
| その他施設 | | | |

